

(た た き 台)

(素 案)

(案)

(決 定)

中山町公共施設再配置計画基本構想

令和8年1月

中山町

目 次

I. 基本構想策定の趣旨と背景	
1. 中山町公共施設再配置計画策定の趣旨	
(1) 中山町公共施設再配置計画策定の目的	2
(2) 公共施設再配置計画の位置づけ	5
(3) 再配置計画の実効性の確保	7
2. 中山町公共施設再配置計画策定の背景(現状と課題)	
(1) 公共施設の老朽化	8
(2) 厳しい財政状況	8
(3) 人口減少・少子高齢化	8
(4) 自然災害の激甚化・多発化	9
(5) デジタル技術の進展	9
II. 基本構想の策定経過	
1. 中山町公共施設再配置計画策定事業の経過	10
(1) 各施設の整理	11
(2) 住民ニーズの変化と行政サービスの在り方	14
(3) 関係団体の要請	14
2. 学校の将来構想の検討状況と公共施設再配置計画の関係	14
3. 行政サービスの利用者の推計[	15
III. 基本理念と基本方針	
1. 基本理念	16
2. 基本方針	16
(1) 立地適正化計画の具現化による町全体の価値を向上させる 施設整備を示す	16
(2) 安全・安心な住みよいまちを支える役割を示す	17
(3) 公共施設の集約化と多機能な施設整備を示す	17
(4) 県内屈指の道路環境という町の特性を活かし広域行政を前提 とした施設整備を示す	19
(5) 交通弱者の利用を優先する施設整備を示す	19
(6) 学校施設との複合化・共用化を見据えた整備の合意形成の役割を示す	19
(7) 多様な事業財源の確保と公共財産の総量縮減を示す	19
(8) ダイバーシティを支える機能とユニバーサルデザインを備え、 景観と調和した施設整備を示す	20
(9) 利用者の声が反映される運営方式と合理的な施設管理形態の 施設整備を示す	20
3. 将来にわたって必要となる機能	21
IV. 整備方針	
1. 施設集約の方針	25
2. 新たな施設整備に伴い既存施設の利用目的変更の方針	25
3. 新たな施設整備に伴う跡地・跡施設活用の方針	25
V. 推進方針	
1. 整備スケジュール	27
2. 事業・管理手法	27
資料編	28

I. 基本構想策定の趣旨と背景

1. 中山町公共施設再配置計画策定の趣旨

(1) 中山町公共施設再配置計画策定の目的

昭和41(1966)年の建設後59年が経過している中山町役場は、老朽化が進行するとともに、事務執行機能・防災拠点としての機能不足や、来庁者の利便性等の観点から多くの課題があり、また、社会教育の基幹施設である中山町中央公民館も、現在も多くの町民に利用されているものの、昭和48(1973)年の建設後50年以上が経過し老朽化が進行しバリアフリー能力の不足など、役場庁舎と同様に、来庁者の利便性等の観点から多くの課題があります。

このような課題の解決に向け「町役場庁舎・公共施設再配置の事業化に向けた取り組み」を、「第6次総合発展計画・前期5か年基本計画」の分野横断の取り組み(重点プロジェクト)として位置づけ着手した本事業は、これまで、本町のインフラを含む公共施設等の今後の在り方について、基本的な方向性を示した「中山町公共施設等総合管理計画」を策定しました。

そして、これを上位計画とし各公共施設の改修・更新など必要な事業の洗い出し、優先順位づけ等を行い、着実な事業実施が可能となる整備方針を示した「中山町公共施設個別施設計画」を策定することで、その最終目的である中山町公共施設再配置計画の取りまとめに向け、段階的に取り組みを進めてきました。

しかしながら、この間、度重なる大雨による災害や大地震など、国内のみならず、山形県内でも自然災害が多発し、特に、令和2年7月豪雨災害による町内の浸水害は、町の安全・安心の取り組みを抜本的に見直す契機となり、令和6年3月5日には国土交通大臣から石子沢川流域が特定都市河川の指定を受け、その浸水被害対策をまとめた「石子沢川流域水害対策計画」が令和7年3月26日策定され、この中でも本事業にも浸水被害対策の一翼を担う役割が盛り込まれました。

中山町公共施設再配置計画における検討対象施設(更新すべき施設)



そのような中、策定が進められている「第6次総合発展計画・後期5か年基本計画」では、次のような「まちづくりの基本理念」と「まちの将来像」、そして「基本目標」が設定されており、特に基本理念1には「安心・安全・快適に住み続けられるまち」は掲げられています。

まちづくりの基本理念

本町は、豊かな自然資源のほか、江戸時代には舟運のまちとして栄えた歴史などから、豊富な歴史文化資源を有しています。また、恵まれたスポーツ環境も整っています。

近年は、山形市などのベッドタウンとして大きく発展を遂げてきた経緯があり、本町のこれからのまちづくりには、進行する人口減少に配慮しながら、これらの特性や資源を活かし、次世代へ引き継ぎつつ、多くの人々が安心して住み続けることができるようにしていくことが重要です。

そのため、本計画では、次の4つを基本理念に掲げ、まちづくりを進めていきます。

基本理念1 みんなが安心・安全・快適に住み続けられるまち

基本理念2 みんなが自然や文化に触れ愛着と誇りをもてるまち

基本理念3 みんなが健康で心豊かに生涯活躍できるまち

基本理念4 みんながつながり支え合い成長するまち

まちの将来像

これまで築き上げてきたまちづくりを尊重し、継承しながら、現在まちが置かれている状況や町民意向から、本計画において設定したまちづくりの基本理念に基づく新しいまちの将来像を、次のように設定します。

郷土の誇りを 未来につなぐ
ひとが輝く健幸のまち なかやま
～思いやりの絆で築く みんなの想いが響くまち～

基本目標

基本目標1 安心して生活できる子育てと福祉のまちづくり

基本目標2 自然環境と共生した安全に生活できるまちづくり

基本目標3 利便性が高く快適に生活できるまちづくり

基本目標4 活気と交流を生み出す産業が成長するまちづくり

基本目標5 健康で心豊かな人を育むまちづくり

基本目標6 人と人とがつながる協働によるまちづくり

このため、新たな公共施設は、特に「第6次中山町総合発展計画」、「中山町都市計画マスタープラン(立地適正化計画)」及び「石子沢川流域水害対策計画」との整合性を十分に担保し、防災面での事業効果を最大化する役割が求められています。

中山町公共施設再配置計画はこのようなまちづくりの方針の基盤となり、将来像を支え、中山町を取り巻く諸課題の解決手段となる「新たな公共施設の整備計画」を策定し、その公共施設の必要性と効果を明らかにして、中山町の将来のグランドデザインとしてお示しすることで、町民の皆様からご理解をいただき、着実な事業推進を進めることを目的とします。

なお、本計画における災害リスク評価は次のものを基準とします。

【震災の想定】

山形盆地断層帯被害想定調査(山形県文化環境部 平成14年度実施)

【洪水の想定】

最上川水系河川整備計画による最上川河川整備完了時(令和13年度)の評価

【浸水害の想定】

石子沢川流域水害対策計画による石子沢川流域の内水対策完了時(令和17年度)の評価

(2) 公共施設再配置計画の位置づけ

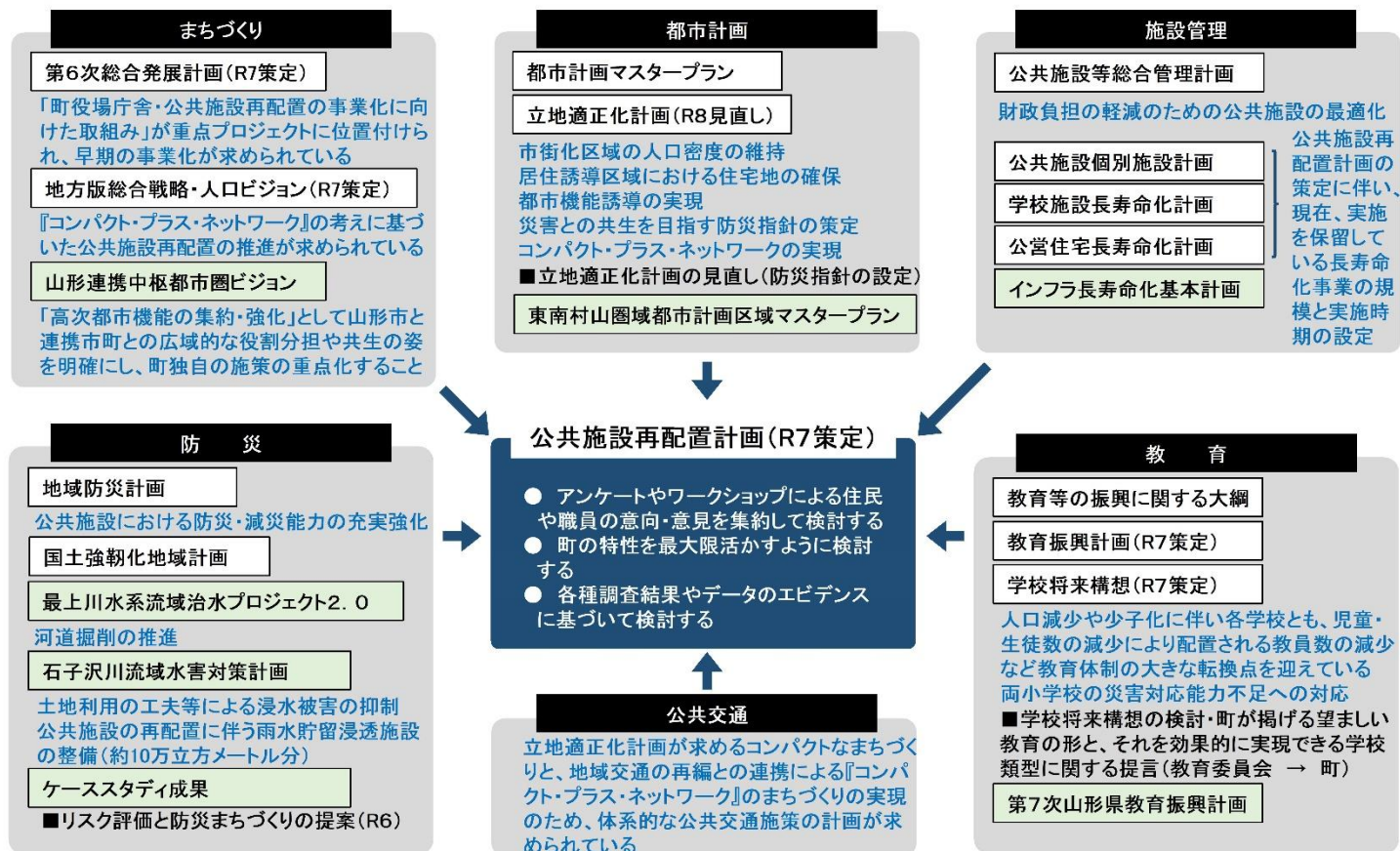
中山町公共施設再配置計画基本構想の策定にあたり、「第6次総合発展計画」をはじめとする町計画並びに国・県・広域連合等において掲げる関連計画等との整合を図るものとします。

また、現在、町所管課等において改定・見直しに向けた検討が進められている計画等については、組織横断的な検討体制の構築により緊密な連携を図り、対象計画の検討状況を相互に共有するとともに、計画間の相互関連性に齟齬が生じないように留意するものとします。そのうえで、公共施設再配置検討の結果、新たに見直しが必要となる計画等については、遅滞なく改定に向けた取組を実施するものとします。

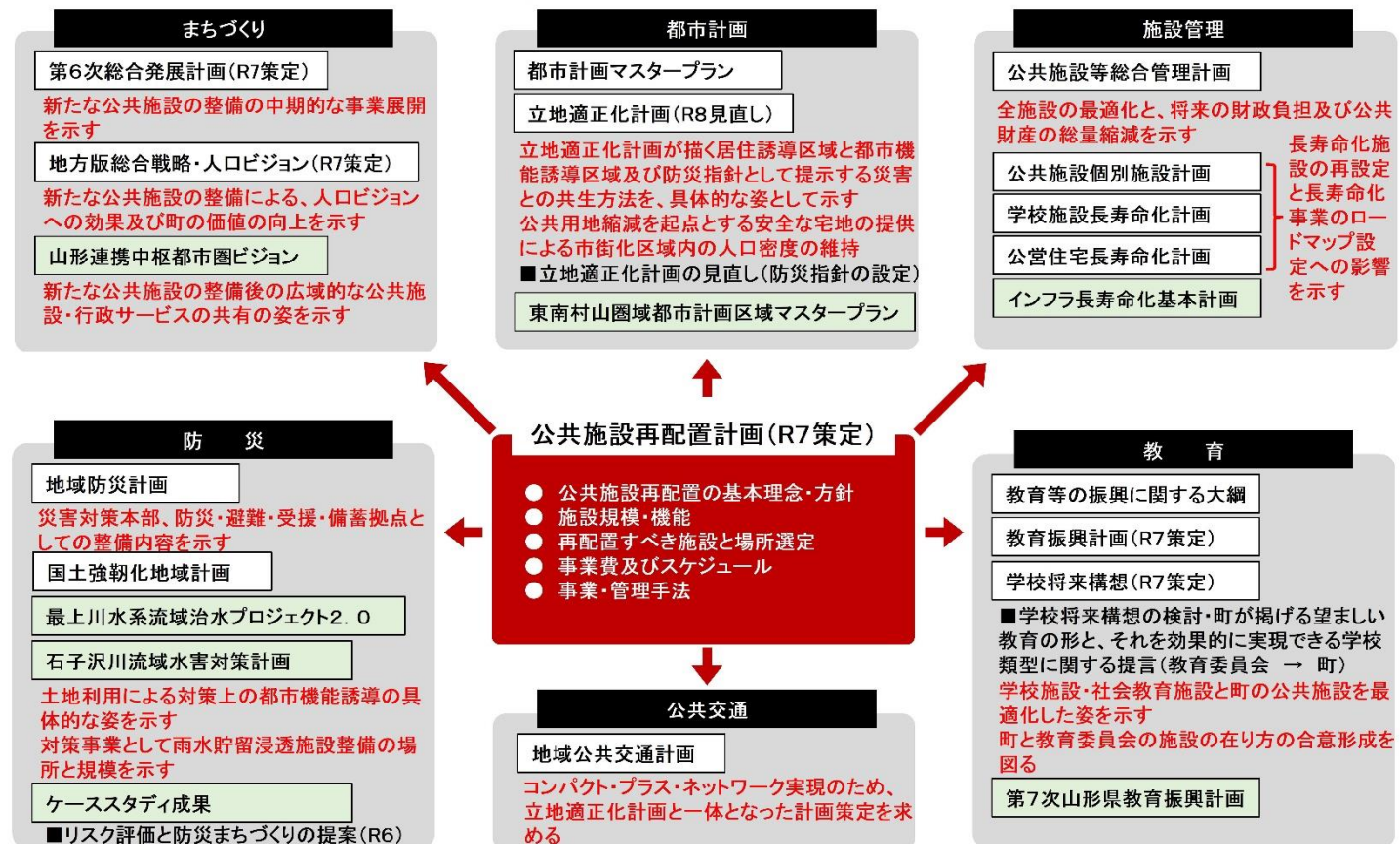
なお、公共施設再配置計画基本構想に係る主な関連計画を以下に示します。

分野	中山町	国・県・広域等
まちづくり	第6次総合発展計画 地方版総合戦略・人口ビジョン	山形連携中枢都市圏ビジョン
都市計画	都市計画マスタープラン 立地適正化計画	東南村山圏域都市計画区域 マスタープラン
防災	地域防災計画 国土強靱化地域計画	最上川水系河川整備計画 最上川水系流域治水プロジェクト2.0 石子沢流域水害対策計画 多段階浸水想定図 水害リスクマップ
教育	教育等の振興に関する大綱 教育振興計画 学校将来構想	第7次山形県教育振興計画
施設管理	公共施設等総合管理計画 公共施設個別施設計画 学校施設長寿命化計画 公営住宅長寿命化計画	インフラ長寿命化基本計画

【関連する計画が抱える課題と公共施設再配置計画に求めるもの】



【関連する計画とそれらに中山町公共施設再配置計画が果たす役割】



(3) 再配置計画の実効性の確保

計画の構成における基本構想及び基本計画は、その目的と効果の重要性に鑑み、さらには、スピード感を持った事業推進が求められていることから、策定後の着実な事業実施を担保すべく、中山町行政に係る重要な計画の議決等に関する条例（平成29年条例第14号）第3条第1号に規定する議決事項として議会で議決いただくことで、その実効性を確保するものとします。

そのため、広く町民の皆様の意見を取り入れるものとし、アンケート及びワークショップのほか、パブリックコメント、住民説明会等を実施します。

○中山町行政に係る重要な計画の議決等に関する条例（平成 29 年条例第 14 号）

（目的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 2 項の規定に基づき、町行政に係る重要な計画の策定等を議会の議決又は議会への報告すべき事件として定めることにより、議会として議決責任を負う観点から、議会が計画の策定段階から政策の実現に向けて積極的な役割を果たし、もって町民の視点に立った透明性かつ実効性の高い町行政の推進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 基本構想 町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定める基本的な構想をいう。
- (2) 基本計画 前号に規定する基本構想に基づき、町政全般に係る政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に明らかにしたもので、町が策定する各種計画及び施策のすべての基本となる計画をいう。
- (3) 実施計画 前号に掲げる基本計画に基づき、町の行政分野全般に係る具体的な事務事業の実施に関して定める計画をいう。

（議決事件）

第3条 議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。

- (1) 基本構想及び基本計画の策定、変更（軽微な変更を除く。次条において同じ。）又は計画期間中の廃止に関する事。
- (2) 中山町都市計画マスタープランの策定、変更（軽微な変更を除く。次条において同じ。）又は計画期間中の廃止に関する事。
- (3) 友好都市又は姉妹都市の提携、協定又は廃止に関する事。
- (4) 町が他団体と結ぶ提携及び協定のうち、予算を伴うものの策定及び改廃に関する事。
- (5) 定住自立圏形成協定の締結、変更又は廃止を求める旨の通告に関する事。

2. 中山町公共施設再配置計画策定の背景(現状と課題)

(1) 公共施設の老朽化

全国的に、高度経済成長期に集中的に整備された公共施設が一斉に老朽化し、建設から40～50年以上が経過する建物やインフラが急増しています。更新需要がピークを迎える一方、人口減少や財政制約により、従来のような全面更新が困難となり、長寿命化や統廃合などの「施設総量の最適化」が重要課題となっています。

中山町でも同様の傾向がみられ、公共施設個別施設計画によれば、築40年以上の施設が公共施設全体に占める延床面積割合は32.4%となっており、老朽化した施設が多くなっているほか、劣化評価の結果を見ても、C評価(劣化が進んでいる)やD評価(著しく劣化している)の判定を受けた施設が複数存在します。

また、公共施設整備の基本方針として、財政負担を可能な限り軽減しながら今ある公共サービスを提供していくため、原則的に長寿命化を図ることとしているところ、長寿命化による維持管理費の縮減効果や耐久性等が見込めず、長寿命化に適していないと判定している施設もあります。

道路や橋梁などのインフラ施設についても、安全面を最優先とし、適切な維持更新を継続していく必要があり、限られた財源の中で安全性を確保するため、予防保全や長寿命化修繕計画に基づく計画的な維持管理を進めるとともに、施設の複合化や統廃合、民間活用などの方針を取り入れ、公共サービスの最適化・持続可能な公共施設運営を目指していく必要があります。

(2) 厳しい財政状況

全国的に、人口減少と税収の伸び悩み、社会保障費の増加により、地方自治体の財政状況は厳しさを増しています。特に公共施設やインフラの老朽化が一斉に進む中、人件費・物価上昇等の影響も重なり、当初計画の見直しや縮小を迫られる事案も生じているなど、更新・改修に必要な費用が大きくなっており、自治体財政の大きな負担となっています。

中山町も例外ではなく、人口規模の小ささと財政基盤の制約から、公共施設の更新費用が将来的な財政負担として大きな課題となっています。

公共施設総合管理計画では、老朽化した施設が複数存在する一方、すべてを従来通りに更新することは困難であり、施設の集約化・複合化や予防保全への転換により、財政負担の軽減と持続可能な施設管理を両立する必要性が示されています。そのため、限られた財源を効果的に配分しつつ、安全性と住民サービスを維持するための戦略的な対応が必要となります。

(3) 人口減少・少子高齢化

全国的に、人口減少と少子高齢化が急速に進展しており、2025年6月時点の総人口は約1億2,337万人、65歳以上人口は3,620万人で、高齢化率(65歳以上の割合)は約29%に達しています。今後も出生率の低水準が続くことから、人口はさらに減少し、2070年には9,000万人を下回るとの推計もあります。こうした人口構造の変化は、労働力不足や社会保障費の増大、地域間格差の拡大、インフラ維持の負担増など、全国規模でさまざまな課題をもたらしています。

中山町も全国的傾向を反映して人口減少と高齢化が深刻であり、2025年10月時

点の人口(住基人口)は10,291人、65歳以上人口は3,983人で、高齢化率(65歳以上の割合)は38.7%に達しています。出生数も減少しており、若年人口、生産年齢人口の割合が低下する見込みであることから、福祉・医療・介護などの社会保障費が増加し、財政負担が大きくなる一方、公共施設やインフラの維持コストが相対的に重くなることが想定されます。

そのため、今後も持続可能な地域づくりを展開していくためには、デジタル技術の活用等行政サービスの効率化や地域住民の社会参加促進、移住・定住促進施策の推進とともに、各種施策展開にあたり、一層の選択と集中が求められます。

(4) 自然災害の激甚化・多発化

近年、日本全国では気候変動の影響等により豪雨や台風などの気象災害が激甚化・多発化しており、河川氾濫や土砂災害のリスクが高まっています。これにより、住民の生命・財産の危険が増すとともに、道路や橋梁、公共施設への被害や防災費用の増大など、自治体の財政・運営にも大きな影響を与えています。

中山町でも災害リスクが複数存在し、ハザードマップには東部地区を中心に広範囲に浸水想定区域が示されているほか、西部地区には土砂災害警戒区域が指定されており、さらに山形盆地断層帯が南北に位置しています。令和2年・令和4年の浸水害等、近年の大雨による被害に加え、地盤が軟弱なエリアもあり、過去の大雨や地震等による被害の経験からも、避難や生活への影響、公共施設やインフラの損傷等が懸念されます。

激甚化する災害に備えた施設・インフラの耐災性強化、防災機能の強化、避難所機能の確保など、災害リスクを考慮した計画的な施設整備・維持管理が不可欠です。

(5) デジタル技術の進展

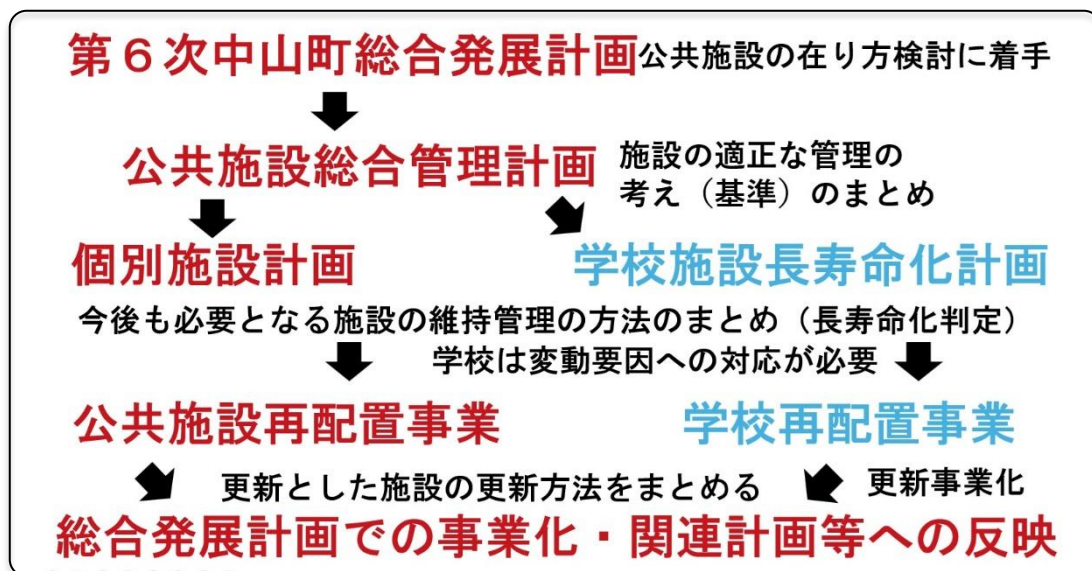
生成AIの高度化や通信技術の発展など、デジタル社会への移行が加速しており、全国的に行政DXや防災DXの推進、クラウド基盤の整備などデジタル技術活用の進展が見られ、行政サービスの効率化に向けた取組みが進んでいます。

今後、デジタル技術を活用した地域の持続可能なまちづくりが一層重要となり、具体的には、自治体業務のさらなる効率化、住民サービスの高度化、地域防災力の強化、DX 人材育成などが期待されています。こうした取り組みを通じて、人口減少や少子高齢化などの地域課題に対応し、地域の活力維持につなげる必要があります。

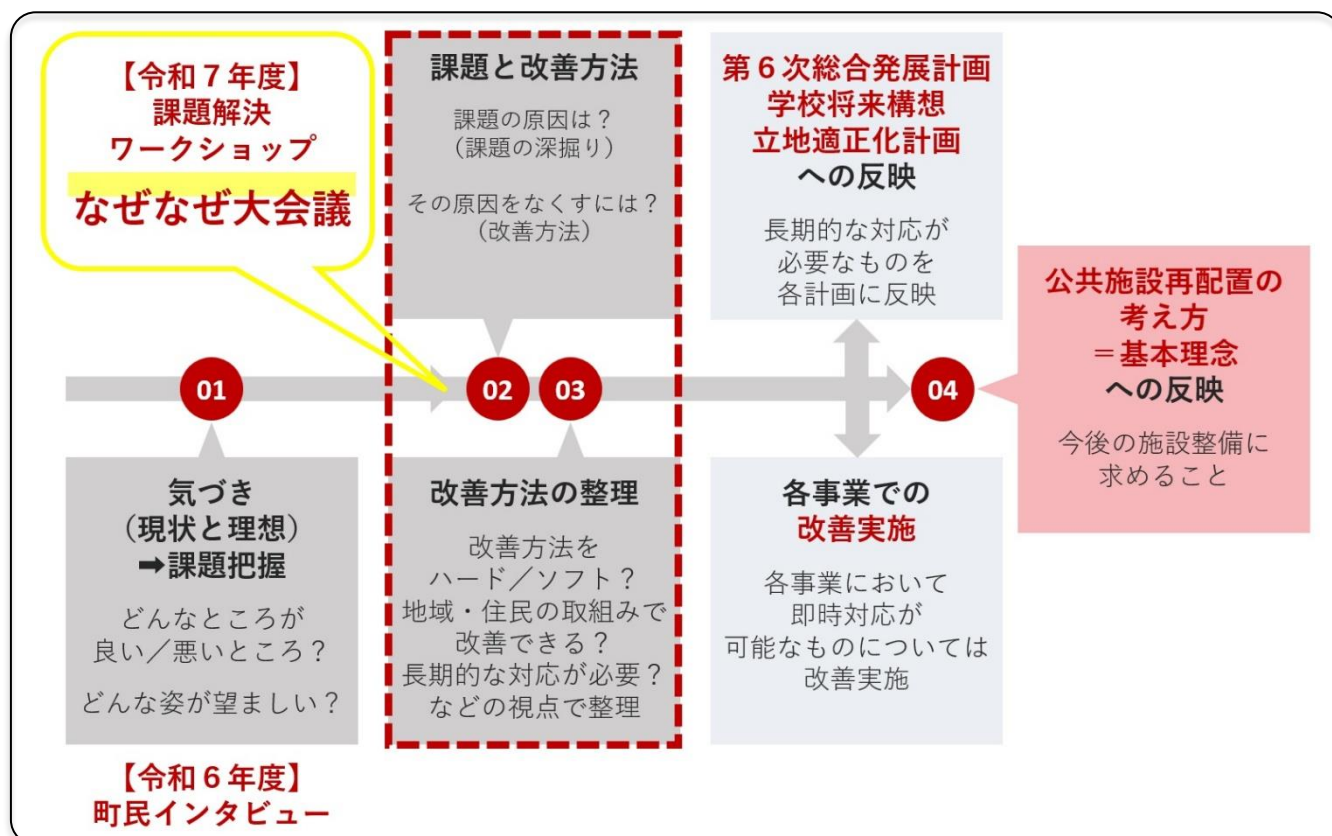
Ⅱ. 基本構想の策定経過

1. 中山町公共施設再配置計画策定事業の経過

「第6次総合発展計画・前期5か年基本計画」の分野横断の取組み(重点プロジェクト)として位置づけ着手した本事業は、これまで、本町のインフラを含む公共施設等の今後の在り方について、基本的な方向性を示した「中山町公共施設等総合管理計画」の策定、そして、これを上位計画とし各公共施設の改修・更新など必要な事業の洗い出し、優先順位づけ等を行い、着実な事業実施が可能となる整備方針を示した「中山町公共施設個別施設計画」を策定し、その最終目的である中山町公共施設再配置計画の取りまとめに向け、段階的に取組みを進めてきました。

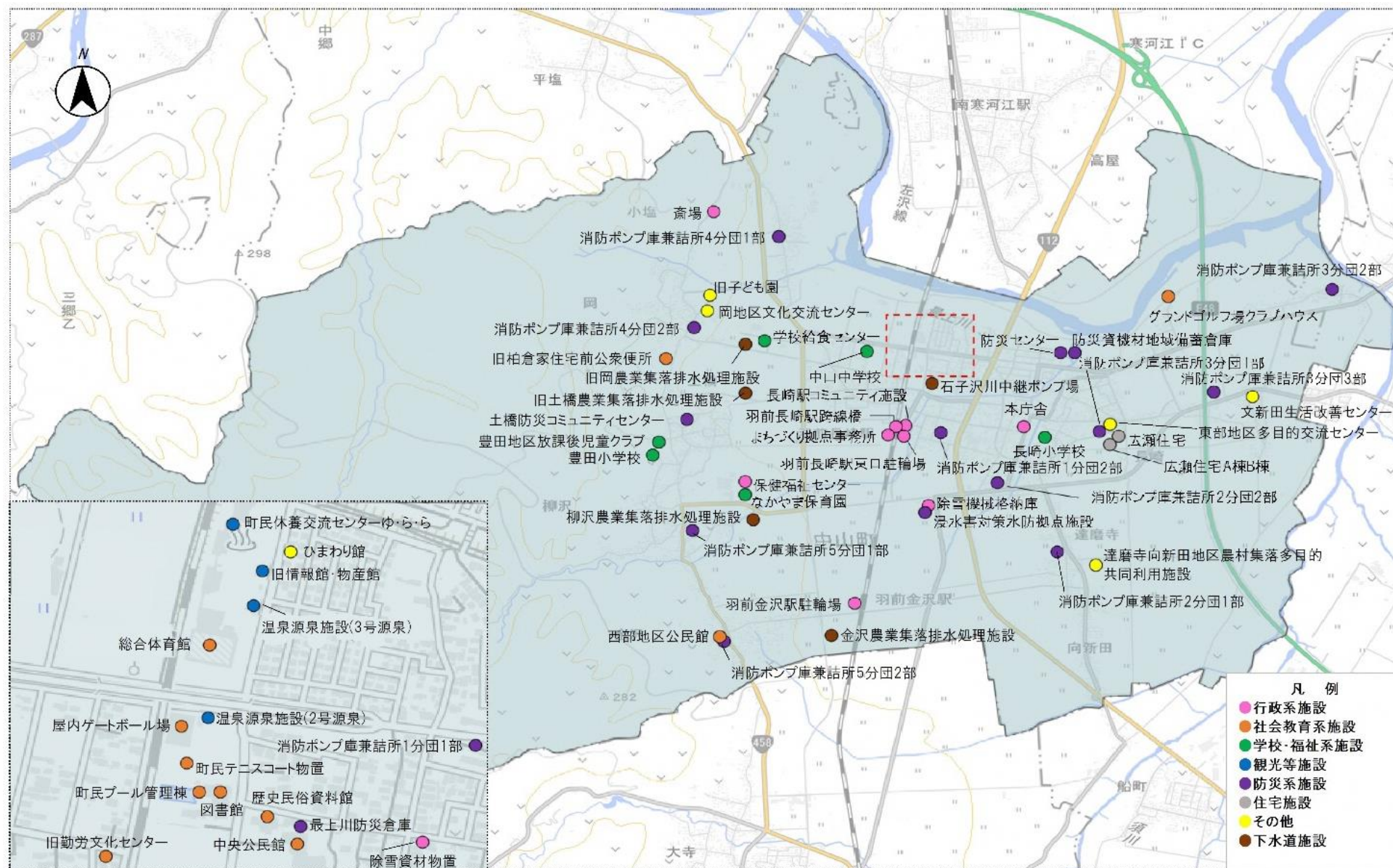


令和6年度からは事業独自に住民及び職員を対象にワークショップを実施し、行政全般に対する課題を把握し、新たな公共施設の整備により課題解決される要素を抽出しました。



(1) 各施設の整理

■ 施設位置図(中山町公共施設総合管理計画)



■ 施設データ一覧

公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づいて策定された公共施設個別施設計画、学校施設長寿命化計画及び公営住宅長寿命化計画の中で定めている、施設ごとの具体的な対応方針は下記のとおりです。

なお、長寿命化する建物は、劣化が生じた後に修繕を図る「事後保全型」の管理ではなく、建物の劣化が進行する前に改修を行う「予防保全型」の管理を行い、躯体の劣化を抑えることで、建物を可能な限り長く使用できるようにし、事業負担の軽減を図ることとしています。

▶公共施設個別施設計画

No	種別 (大分類)	種別 (中分類)	施設名称	建物名称	竣工 年度	経過 年数	長寿命 化対象
1	行政系施設	庁舎等	本庁舎	庁舎	1966	59	×
2	行政系施設		本庁舎	新書庫	2010	15	×
3	行政系施設		本庁舎	車庫 1	1961	64	×
4	行政系施設		本庁舎	車庫 2	1973	52	×
5	行政系施設		本庁舎	消火ポンプ庫	1984	41	×
6	行政系施設		保健福祉センター	本館	2000	25	○
7	行政系施設		保健福祉センター	防災倉庫	2021	4	×
8	行政系施設		斎場	火葬場	2009	16	○
9	行政系施設		斎場	待合室	1991	34	×
10	行政系施設	駅関連施設	羽前長崎駅東口駐輪場		1988	37	×
11	行政系施設		羽前長崎駅跨線橋		1982	43	×
12	行政系施設		長崎駅コミュニティ施設		2009	16	×
13	行政系施設		まちづくり拠点事務所		2003	22	×
14	行政系施設		羽前金沢駅駐輪場		2014	11	×
15	行政系施設	除雪施設	除雪機械格納庫	格納庫 1	2010	15	×
16	行政系施設		除雪機械格納庫	格納庫 2	2010	15	×
17	行政系施設		浸水害対策水防拠点施設		2022	3	×
18	行政系施設		除雪資材物置		1991	34	×
19	社会教育施設	社会教育施設	中央公民館		1973	52	×
20	社会教育施設		図書館		1994	31	○
21	社会教育施設		歴史民俗資料館	本館	1979	46	×
22	社会教育施設		歴史民俗資料館	収蔵庫	1979	46	×
23	社会教育施設		旧勤労文化センター		1986	39	×
44	社会教育施設		旧柏倉家住宅前公衆便所		2020	5	×
45	社会教育施設	社会体育施設	総合体育館		1995	30	○
46	社会教育施設		屋内ゲートボール場	ゲートボール場	1994	31	○
47	社会教育施設		屋内ゲートボール場	休憩所	1994	31	×
48	社会教育施設		町民プール管理棟		1978	47	×
49	社会教育施設		グラウンドゴルフ場クラブハウス		2002	23	×
50	社会教育施設		町民テニスコート物置		1982	43	×
69	学校・福祉系施設	小・中学校等	学校給食センター		2014	11	○
70	学校・福祉系施設	児童福祉施設	なかやま保育園	保育棟	2002	23	○
71	学校・福祉系施設		なかやま保育園	物置	2002	23	×
72	学校・福祉系施設		豊田地区放課後児童クラブ		1992	33	○
73	観光等施設	休養施設	町民休養交流センターゆ・ら・ら	公衆浴場	1993	32	○
74	観光等施設		町民休養交流センターゆ・ら・ら	合宿研修棟	1995	30	○
75	観光等施設		町民休養交流センターゆ・ら・ら	公衆便所 1	1993	32	×
76	観光等施設		町民休養交流センターゆ・ら・ら	公衆便所 2	2018	7	×
77	観光等施設		町民休養交流センターゆ・ら・ら	足湯	2003	22	×
78	観光等施設		温泉源泉施設(2 号源泉)		1993	32	×

79	観光等施設		温泉源泉施設(3号源泉)		2008	17	×
80	観光等施設	店舗等	旧情報・物産館		2009	16	×
81	防災系施設	防災施設	防災センター		1998	27	○
82	防災系施設		防災資機材地域備蓄倉庫		1998	27	×
83	防災系施設	消防施設	消防ポンプ庫兼詰所 1分団 1部 (桜町)		不明	不明	×
84	防災系施設		消防ポンプ庫兼詰所 1分団 2部 (西小路)		不明	不明	×
85	防災系施設		消防ポンプ庫兼詰所 2分団 1部 (達磨寺)		不明	不明	×
86	防災系施設		消防ポンプ庫兼詰所 2分団 2部 (上町)		1993	32	×
87	防災系施設		消防ポンプ庫兼詰所 3分団 1部 (旭町)		1998	27	×
88	防災系施設		消防ポンプ庫兼詰所 3分団 2部 (落合三軒屋)		2017	8	×
89	防災系施設		消防ポンプ庫兼詰所 3分団 3部 (文新田)		2020	5	×
90	防災系施設		消防ポンプ庫兼詰所 4分団 1部 (小塩)		2008	17	×
91	防災系施設		消防ポンプ庫兼詰所 4分団 2部 (岡)		2012	13	×
92	防災系施設		消防ポンプ庫兼詰所 4分団 3部 (土橋)		2022	3	×
93	防災系施設		消防ポンプ庫兼詰所 5分団 1部 (柳沢)		2017	8	×
94	防災系施設		消防ポンプ庫兼詰所 5分団 2部 (金沢)		2014	11	×

▶学校施設長寿命化計画

No.	種別(大分類)	種別(中分類)	施設名称	建物名称	竣工 年度	経過 年数	長寿命 化対象
1	学校・福祉系施設		長崎小学校	管理特別教室棟	1978	47	○
2	学校・福祉系施設		長崎小学校	校舎1	2003	22	○
3	学校・福祉系施設		長崎小学校	屋内運動場	1978	47	○
4	学校・福祉系施設		長崎小学校	普通教室棟	1978	47	○
5	学校・福祉系施設		長崎小学校	付属室	1978	47	×
6	学校・福祉系施設		長崎小学校	倉庫1	1980	45	×
7	学校・福祉系施設		豊田小学校	付属室	1969	56	×
8	学校・福祉系施設		豊田小学校	便所	1971	54	×
9	学校・福祉系施設		豊田小学校	屋内運動場	1974	51	○
10	学校・福祉系施設		豊田小学校	管理特別棟	1980	45	○
11	学校・福祉系施設		豊田小学校	普通教室棟1	1980	45	○
12	学校・福祉系施設		豊田小学校	物置1	1981	44	×
13	学校・福祉系施設		豊田小学校	普通教室棟2	1984	41	○
14	学校・福祉系施設		豊田小学校	物置2	1993	32	×
15	学校・福祉系施設		中山中学校	校舎	2015	10	○
16	学校・福祉系施設		中山中学校	屋内運動場	2015	10	○

▶公営住宅長寿命化計画

No.	種別(大分類)	種別(中分類)	施設名称	建物名称	竣工 年度	経過 年数	長寿命 化対象
1	住宅施設	公営住宅	広瀬住宅		1996	29	○
2	住宅施設		広瀬住宅 A 棟 B 棟		2019	6	○

(2) 住民ニーズの変化と行政サービスの在り方

少子高齢社会の進展、情報通信技術の急速な高度化、日本における外国人受け入れの拡大、自然災害の頻発化などの社会情勢、住民の年齢構成の変化や住宅地の拡大による移住者の増加などにより、住民のニーズは大きく変化しています。

これに対応して、従来の行政サービスの見直しにとどまらず、廃止や新たに整備すべき行政サービスが生じているとともに、その提供場所である公共施設の機能不足により未整備となっている行政サービスがあり、その解消が求められています。

このため、現在実施している行政サービス全般にわたり、アンケート及びワークショップにより町民と職員が持つ課題を把握し、その見直しを行い、新たな公共施設の整備との関連性を整理する必要があります。

(3) 関係団体の要請

中山町役場以外の町内の公共団体、公共的団体及び関係団体においても、それぞれが所管する施設の老朽化や事業の見直し、また、利用者の利便性の向上のため、町の公共施設との近接化・複合化などの想定があり、町民全体の利便性向上を目指し、連携して検討する必要があります。

2. 学校の将来構想の検討状況と公共施設再配置計画の関係

中山町内の2つの小学校と1つの中学校は、学校施設としては長寿命化判定において適合し、計画的な大規模改修工事を想定した学校施設長寿命化計画により、今後も教育環境を守っていくこととしていました。

しかしながら、少子化が進み、数年以内に長崎小学校は1年生が1学級に、豊田小学校では一部の複式学級になることが見込まれ、また、支援学級数が増加傾向にあるなど、児童・生徒を指導する教諭の数にも影響が生じることが想定されています。

また、長崎小学校は浸水想定区域に、豊田小学校は土砂災害警戒区域にあるなど、災害要因があるにもかかわらず、既存施設では災害対応力が不足している状況です。

このような状況を鑑み、教育委員会では、今後の児童、生徒そして教諭の数によるシミュレーションを行い、それに対応した理想的な教育体制の整備が必要であるとし、令和5年度に中山町学校の将来構想検討委員会を設置し、「学校の将来構想」の検討に着手しました。

令和7年度中には当該検討委員会から、教育委員会に「学校の将来構想」が答申され、このうち教育環境の整備に関しては、必要に応じて、教育委員会から町長にその答申を踏まえた提言がなされる予定です。

公共施設再配置計画は、社会教育施設を含めた策定を予定していますが、この学校の将来構想に基づく提言の内容により、必要に応じて社会教育施設だけでなく、学校施設についても包含した全庁的な計画策定について準備を進め、全体の最適化について教育委員会と合意形成できるよう連携する必要があります。

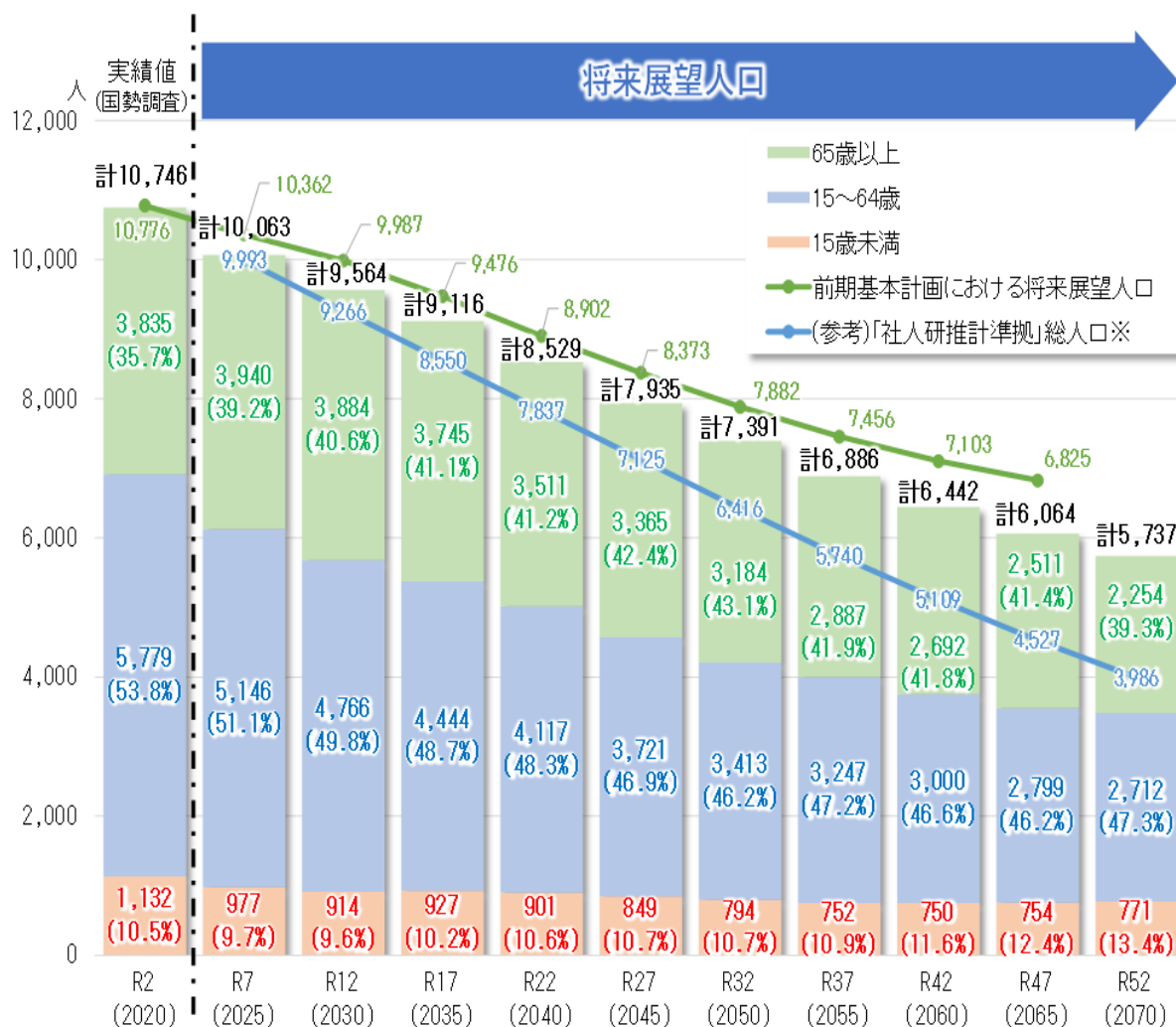
3. 行政サービスの利用者の推計

■ 第6次中山町総合発展計画による人口ビジョン

次に示す「第6次総合発展計画・後期5か年基本計画」の計画目標年度である令和12年度の人口ビジョン9,600人を、新たな施設の規模算出の基準とします。

本町の人口は、国勢調査でみると平成12（2000）年を境として減少に転じており、令和2（2020）年には10,746人となっています。減少傾向は今後も続くことが見込まれており、国立社会保障・人口問題研究所の推計に準拠した推計人口では、約15年後の令和22（2040）年には8,000人を下回り、年が進むにしたがって本計画策定時に位置づけていた将来展望人口との差も大きく広がっています。

人口はまちの活力創出や持続的発展にも大きくかかわることから、実現性を踏まえて将来展望を見直し、誰もが安心して住み続けることができる活力あるまちを目指し、合計特殊出生率及び転入の増加と転出の減少による純移動率の改善に向けた施策に取り組むことにより、「中山町人口ビジョン※」に掲げる将来展望を見据えた人口減少の抑制を図り、計画目標年度である令和12（2030）年度の人口を約9,600人と見込みます。



※中山町人口ビジョン：中山町における人口の現状を分析し、人口に関する地域住民の認識を共有し、後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示するもの

※社人研：国立社会保障・人口問題研究所

Ⅲ. 基本理念と基本方針

中山町公共施設再配置計画基本構想は、最終的な新たな公共施設を建設する場所、規模、機能など具体的な整備内容をまとめる、新たな公共施設の整備計画(中山町公共施設再配置計画基本計画)を策定するためのルールとして、次の基本理念と基本方針を定めます。

1. 基本理念

将来、提供が必要な行政サービスを安全かつ持続的に提供できるよう更新すべき公共施設を長期的な展望に立ち、効率的に整備し持続できるまちづくりを着実に推進するため、新たな公共施設の整備計画は次のように基本理念を定め策定を進めます。

中山町公共施設再配置計画基本構想 基本理念

安全で持続できる中山町へ

1 住民の定住意向や職員の意見に合致すること

「第6次中山町総合発展計画・後期5か年基本計画」策定に係るアンケート(以下、「アンケート」という。)や「総合発展計画後期計画と公共施設再配置計画」策定に係る住民&職員ワークショップ(以下、「ワークショップ」という。)による住民意向や職員意見の把握、各調査結果に基づくものであること

2 安全で生活しやすい環境と利便性の維持

災害対策として求められることに対応し、中山町の特性を最大限活かして、生活環境と利便性を高めること

3 健全な財政による質の高い行政サービスの維持

適切なシミュレーションに基づく、ソフトサービス・ハードサービスをサイジングすること

2. 基本方針

前述した基本理念を遵守しながら、中山町公共施設再配置計画基本計画の策定を進めるため、次の基本方針を定めます。

(1) 立地適正化計画の具現化による町全体の価値を向上させる施設整備を示す

現在、見直しが進められている立地適正化計画において、市街化区域内の適正な住環境の維持に必要となる人口密度を維持するために、約1,000人の居住誘導が必要とされています。

また、利便性の高い都市機能を誘導することで、「開業支援事業補助金」の活用による開業が続く現状をさらに向上させるなど、住環境だけでなく産業分野においても、魅力的なエリアとしての整備が求められています。

さらに、計画に基づく事業推進において立地適正化計画による補助事業等の活用は、特定財源の乏しい本町において重要であるため、本計画と立地適正化計画とを十分整合させ、立地適正化計画の段階的变化を具現的に明示し、居住、都市機能の誘導を図る役割を担います。

このため、新たな公共施設の整備箇所の選定においては、主たる利用者である町民への公平性の観点から、距離的、移動時間的に中山町の中央であること、都市機能誘導区域であることを重視します。

中山町公共施設再配置計画が立地適正化計画の推進のために担う役割

- 居住誘導区域や都市機能誘導区域の段階的变化を、具体的に事前に示し、町内外からの誘導を促進すること
- 本計画の事業効果として、不要な公共用地で、安全性の高い土地を住宅地として提供し、市街化区域内の人口密度の維持に資すること
- 本計画の事業において都市機能の一部を新たな公共施設と併設・複合させ、都市機能誘導の効果を高めること

(2) 安全・安心な住みよいまちを支える役割を示す

洪水、浸水害、土砂災害や活断層など、災害要因が多い中山町において、安全・安心な生活環境を提供することは、行政に求められる最大の願いです。

また、地域防災計画や最上川水系流域治水プロジェクト2.0、石子沢川流域水害対策計画において、公共施設再配置による防災・減災効果として、災害対応拠点機能、浸水害対策機能を備えるとともに、不要となる公共用地を安全な住宅地として供給することで、安全・安心な住みよいまちを支える役割を担います。

このため、新たな公共施設の整備箇所の選定においては、候補地の洪水・浸水害、地震(活断層)、土砂災害について安全性の評価を行うとともに、雨水貯留浸透施設の整備の可否、広域避難・受援対応のしやすさ、緊急輸送道路との近接性、田んぼダムの保全を重視します。

防災・減災において中山町公共施設再配置計画が求められること

- 災害対策本部、防災拠点、避難拠点、受援拠点、備蓄拠点(中山町地域防災計画)
- 雨水貯留浸透施設(約10万m³の貯留量)、田んぼダムをはじめとする農地による雨水貯留機能の保全(石子沢川流域水害対策計画)
- 不要な公共用地で、安全性の高い土地を住宅地として提供(立地適正化計画)

(3) 公共施設の集約化と多機能な施設整備を示す

ワークショップにおいて、最も多く出された意見は、さまざまなコミュニケーションが創出される場所の求めでした。また、アンケート結果において、住民のまちづくりに対する意向は「医療・福祉」「子育て支援」が重要視されるとともに、財政負担の軽減及びスピード感をもった合理的な施設整備が望ましいことから、公共施設の集約化と多機能な施設整備を目指すものとします。

また、これに併せて、可能な限り同一施設内に、公共施設だけではなく、住民生活を支える医療・福祉などの施設の併設方法を検討します。

さらに、中山町公共施設再配置計画の策定のため、一時的に事業化を保留している長寿化対象施設の改修事業についても、早期の再開が必要であり、基本計画の策定に併せて再整理を行うこととします。

このため、新たな公共施設の整備箇所の選定においては、公共施設の集約化と多機能化の実現性、生活基盤となる医療福祉機関の併設性を重視するとともに、基本計画の策定においては、さらに利用者の意見・要望を反映させる手法を取り入れるものとします。

ワークショップより ー新しい公共施設に期待したいことー

- 情報交換の場の創出
- 多世代交流の場づくり
- 若者が集まれる拠点の整備
- 公共施設の集約化
- 医療・福祉関連施設の併設
- 偶然的コミュニケーションが生まれる場所
- 多機能な完結型施設にする
- 幅広い「子ども世代」が楽しく過ごせる場所
- 親子で過ごせるカフェスペースや休憩所
- 子育て相談ができる窓口の併設
- 子ども連れでも安心できる場所

- 【凡例】
- 中山町公共施設
 - その他の公共施設
 - 公共の施設
 - 第1次緊急輸送道路
 - 第2次緊急輸送道路
 - 国道
 - 県道

中山町の公共施設と道路状況



主要地方道天童寒河江線(大字小塩)
* 国道458号供用
14,392 台/12 時間 路線県内1位
伸び率 1.06 (R3/H27)

国道458号
(第2次緊急輸送道路)

最上川中山緑地
ひまわりGG場

垂直避難拠点施設

防災センター

県道長岡中山線(大字長崎)
4,083 台/12 時間 路線県内 2 位
伸び率 1.05 (R3/H27)

県道羽前長崎
停車場線
2,434 台/12 時間
伸び率
0.92 (R3/H27)

JR左沢線(北山形～寒河江)
4,349 人/日平均(令和 5 年度)

山形自動車道
(山形 JCT～寒河江)
5,630 台/12 時間
路線県内4位
伸び率 0.87 (R3/H27)

主要地方道天童寒河江線(大字長崎)
* 国道458号供用
4,264 台/12 時間 路線県内 5 位
伸び率 1.03 (R3/H27)

国道 112 号(大字長崎字新町)
20,465 台/12 時間 路線県内1位
伸び率 0.98 (R3/H27)

県道山辺中山線(大字山辺)
6,467 台/12 時間 路線県内 2 位
伸び率 1.09 (R3/H27)

令和3年度自動車交通量調査(山形県)

(4) 県内屈指の道路環境という町の特性を活かし広域行政を前提とした施設整備を示す

中山町は山形県内における立地上、国道112号及び国道458号をはじめとした道路環境が極めて良く、山形市、天童市、寒河江市と生活経済圏を構成し、JR左沢線により高等学校の進学選択先が非常に多いという要素から、昼夜間人口比率が全国で3番目に低い(令和2年国勢調査)ことが示すようにベッドタウンとしての特性を持っています。

この特性を最大限活かし、さらに住みよいまちにするため、「山形連携中枢都市圏ビジョン」による山形市と近隣の市町が、相互に連携し補完することで、役割分担し生活機能を充実させるのみならず、経済基盤や都市機能の強化を図るという観点において、ソフトサービス・ハードサービスの機能分担を見据え、中山町に見合った公共施設をサイジング化し整備を行います。

このため、新たな公共施設の整備箇所の選定においては、広域的な利便性の高さを活かすことを重視します。

連携中枢都市圏ビジョンに規定する項目のうち、機能分担に関するもの

- | | |
|-------------------------------------|---------------------|
| ● 24時間健康・医療相談サービス業務 | ● 休日及び夜間における診療体制の充実 |
| ● 子育て支援センターの相互利用 | ● 病児・病後児保育施設の広域利用 |
| ● 山形広域炊飯施設の共同運営 | ● 消防事務の受委託 |
| ● 山形市市民活動支援センター及び山形市男女共同参画センターの広域活用 | |

(5) 交通弱者の利用を優先する施設整備を示す

前項で述べた道路環境の良さは、反面、山形県内の市町村別運転免許保有率で中山町が1位となるなど、移動手段の自動車への偏りが大きく、自動車を運転しない町民においては町内外への公共交通機関による移動機能に対して、アンケート及びワークショップともに重要視しながらも満足度が低いという回答となっています。

このことから、本計画では、立地適正化計画の基本的な概念であるコンパクト・プラス・ネットワークを具現化するため、「地域公共交通計画」の策定を求め、交通弱者が利用しやすい施設となるよう、相互に制度設計を行います。また、新たな施設に公共交通の結節点としての機能を最大限付加することで、各公共交通の連絡機能を高める役割を担います。

このため、新たな公共施設の整備箇所の選定においては、公共交通の結節力の高さと、多様な公共交通の乗り入れのしやすさを重視します。

ワークショップより ー新しい公共施設に期待したいことー

- | | |
|---------------|-----------------|
| ● 利便性の良い場所の設置 | ● ロータリー(乗降場)を整備 |
|---------------|-----------------|

(6) 学校施設との複合化・共用化を見据えた整備の合意形成の役割を示す

現在、検討が進められている学校将来構想による提言に対応し、より合理的な計画が策定できるよう、学校施設、社会教育施設を包含した公共施設再配置の枠組みとして、教育委員会との合意形成を図る役割を担い、全庁的な事業計画としての位置付けを示します。

(7) 多様な事業財源の確保と公共財産の総量縮減を示す

主要な行政機能に関わる施設整備と、これに伴う公共交通サービスの再編などの行政サービスの見直しに係る費用は、非常に大きなものとなることが見込まれることから、基金、起債、補助事業、資産運用のほか民間活力の誘導など多様な事業財源を確保しながら、事業効果として、スクラップ・アンド・ビルドによる、全体的な公共財産の総量縮減を進めるとともに、物価等の高騰への対応を十分考慮し、将来の財政負担の軽減を図り、「健全な財政」を担保します。

このため、新たな公共施設の整備箇所の選定においては、既存の公共用地の活用、事業期間の短縮、跡地・跡施設の活用のしやすさを重視します。

(8) ダイバーシティを支える機能とユニバーサルデザインを備え、景観と調和した施設整備を示す

社会環境の変化に対応し、多様な身体的機能・言語・文化に対応できる機能とユニバーサルデザインは、これからの公共施設に欠かせないものであり、これらを補完するAIによる行政サービス提供を目指した行政情報財産の活用環境と併せて整備します。

また、蔵王山や月山を仰ぎ見、山形県の母なる川、芋煮会発祥の地と言われる最上川が流れる、自然豊かな中山町の景観と調和する施設整備を行います。

(9) 利用者の声が反映される運営方式と合理的な施設管理形態の施設整備を示す

新たな公共施設がより多くの方に利用されるよう、利用者ニーズが施設の運営方式に十分反映される仕組みづくりを行います。また、利用者ニーズが反映されやすい施設管理業務の在り方を検討するとともに、設備面においても、長寿命化を見据えたメンテナンス効率を十分想定した施設整備を行います。

3. 将来にわたって必要となる機能

No.	大分類	中分類	方向性	現在の実施場所
1	行政機能	行政窓口機能 行政執務機能	●現在は町行政機能が主に3施設に分散しており、職員への聴き取りによれば、住民利便性、業務効率性、施設管理・運営の面など、様々な視点において不具合が生じていることがうかがえます。 ●施設分散のメリットはあるものの、先の不具合を改善し、持続可能な地域づくりを目指すため、新たな公共施設整備においては、施設を分散させず、集約化を基本として進めます。 ●「各種証明書のコンビニ交付」、「書かない窓口」、「施設予約等におけるオンライン申請」など、多種多様な場所や方法での行政手続きを可能とすることが全国で進められています。住民・職員意向やニーズ等を踏まえながら、役所に訪れなくとも完了する手続きを増やすなど、住民利便性・業務効率性の向上に資する自治体DXの推進・強化を図ります。	役場庁舎 保健福祉センター 中央公民館 歴史民俗資料館 コンビニエンスストア
2	防災機能	災害対策本部機能 避難拠点機能 受援拠点機能 備蓄・資機材保管機能 物資輸送拠点機能 消防団活動拠点機能	●災害要因が多い当町において、安全・安心な生活環境を維持・確保することは、町の価値を向上させ、人口維持に寄与するなど、今後持続可能な地域づくりを進めていくための基盤づくりといえます。 ●公共施設には、災害対策本部機能をはじめ、防災拠点・避難拠点・受援拠点・備蓄拠点等の多様な防災機能が求められており、新たな施設のみならず、既存施設にあっても、当該機能の確保・強化・充実を図ります。 ●また、新たな公共施設を整備する場合には、石子沢川流域水害対策計画に基づき、効果等を勘案した上で、雨水貯留浸透施設等の設置を積極的に進め、防災機能の強化を図ります。 ●さらに、消防団員数が減少している中で、団員が減少しても主要な役割を確実に果たせる体制構築が求められており、組織再編等を含めた全庁的な議論を行います。	役場庁舎 防災センター 保健福祉センター 中央公民館 総合体育館 中山中学校 長崎小学校 豊田小学校 消防団ポンプ庫 水防拠点施設 垂直避難施設 防災資機材地域備蓄倉庫 最上川防災倉庫(旧サービスセンター) 福祉避難所(介護事業所) 一次避難所(自治公民館)

No.	大分類	中分類	方向性	現在の実施場所
3	保健・福祉機能	医療機能 健康づくり機能 社会福祉機能 高齢者福祉機能 障がい者福祉機能 児童福祉機能	●周辺自治体へのアクセスの良さから、広域連携による都市機能の活用を前提としながらも、医療機関や高齢者福祉施設等日常生活に密接な関わりがあり、特に自家用車を運転しない高齢者等が頻繁に訪れる必要があるなど、町内に必要不可欠な機能については、その維持・確保に努めます。 ●これらの機能の維持・確保にあたり、事業者意向・ニーズ等を踏まえつつ、事業採算性・実現可能性等に配慮しながら、公共施設内への誘致等を含めて検討します。	保健福祉センター なかやま保育園 子育て支援センター 放課後児童クラブ 広域(24時間健康・医療相談サービス業務) 広域(休日及び夜間における診療体制の充実) 広域(病児・病後児保育施設の広域利用) 広域(子育て支援センターの相互利用) (社会福祉法人)社会福祉協議会 民間障がい者福祉施設 民間医療機関 民間高齢者福祉施設 民間児童福祉施設
4	産業・交流機能	商業機能 観光機能 休養機能	●住民ワークショップでは、多世代交流機能の確保が強く求められており、新たな公共施設整備にあたり十分に配慮します。 ●また、道路交通量の多さから、主要幹線道路沿線における商業施設や道の駅の整備を求める声があるところ、住民福祉の向上や雇用の場の創出などの行政目的達成だけでなく、広域都市圏としての当町が担うべき役割とともに、事業者意向や事業採算性等も踏まえ、検討を進めます。 ●なお、道の駅は、非常時の休憩や情報伝達、物資輸送の拠点となる機能(防災機能)も兼ね備えることが可能であり、防災体制強化が期待でき、住民ワークショップでは情報発信機能を道の駅に求める声が出ていたことから、必要性について十検討を行います。	ひまわり温泉ゆ・ら・ら 源泉施設 旧情報・物産館 民間事業所

No.	大分類	中分類	方向性	現在の実施場所
5	文化・学習機能	社会教育機能 文化継承機能	●当該機能は、中央公民館や図書館、歴史民俗資料館に備えられています。このうち、教育機能に内包されている具体的な機能(例えば家庭科室や図書室など)との親和性が高いため、学校と共用することにより、管理面での効率性や稼働率の向上が期待できます。 ●その反面、現行の施設運営方法と比較して様々な変更点が生じることから、メリット・デメリットや施設管理・運営上の課題点、実現可能性等を含め、検討を進めます。 ●町の歴史や文化を保存・公開することにより、未来へと継承していくという機能は今後も必要であるが、利用者数の伸び悩みなどから、その効果は限定的です。そのため、施設管理等の面から、単独施設ではなく、他の機能と複合化することにより、より多くの人々の目に触れる機会を創出します。	中央公民館 図書館 西部地区公民館 歴史民俗資料館 旧柏倉家住宅 旧柏倉惣右衛門家住宅
6	スポーツ・レクリエーション機能	社会体育機能 健康増進機能	●各種施設が充実しており、住民満足度も高い状況にあることから、長寿命化が可能な施設については、利用者数の減少やニーズの変化等を踏まえた長寿命化改修により、現行施設を継続的に使用することを基本とします。 ●教育機能に内包されている具体的な機能(例えばプールや体育館など)との親和性が高いことから、学校と共用することにより、管理面での効率性や稼働率の向上が期待できるものです。 ●その反面、現行の施設運営方法と比較して様々な変更点が生じることから、メリット・デメリットや施設管理・運営上の課題点、実現可能性等を含め、検討を進めます。	総合体育館 グランドゴルフ場 すぱーく中山 町民プール 町民テニスコート 町民グラウンド 学校体育館 学校グラウンド 民間体育施設
7	教育機能	義務教育機能 学校関連機能 幼児教育機能	●教育委員会からの提言内容を踏まえ、学校教育環境の向上と、地域とのつながりを見据えた検討を行います。 ●社会教育施設等、学校教育施設以外の施設との共用についての検討を進めます。	長崎小学校 豊田小学校 中山中学校 学校給食センター 私立幼稚園

No.	大分類	中分類	方向性	現在の実施場所
8	公共的団体執 務機能	公共的団体執 務機能	●行政機能との親和性が高いことから、各施設の今後の方向性を確認し、その内容を踏まえた上で、公共施設の再配置を進めます。	保健福祉センター(社会福祉協議会) 旧子ども園(シルバー人材センター) 土地改良区 最上川中部水道企業団 商工会 振興公社 観光公社 土地開発公社
9	都市基盤・その他の機能	公共交通機能 公園機能 斎場機能 住宅機能 下水道機能	●自家用中心の生活環境において、公共交通機関は、その自由度の低さから利用機会が限定的となっており、交通弱者の生活環境維持が課題となっています。 ●公共交通機関を維持・充実させ、持続可能な生活交通を実現するためには、利便性の向上を通じた利用促進を図る必要があることから、地域公共交通計画の策定等を通じ、クルマに頼りすぎなくても暮らしていけるまちの在り方を検討します。 ●幅広い年齢層の子どもを1箇所ですべて遊ばせられる公園等が町内にはほとんどないのが現状です。 ●幅広い年齢層の子どもを安心して遊ばせられる機能整備が子育て環境の充実、保護者同士の交流機会の創出、子育て世代への移住・定住促進、町の価値の向上につながると考えられるため、交流機能と合わせて検討を進めます。	JR 羽前長崎駅 JR 羽前金沢駅 山交バス停留所 町営バス停留所 町内都市公園 町内農村公園 町内児童遊園 町営住宅 下水道施設 斎場

IV. 整備方針

1. 施設集約の方針

[施設の定義]

公共施設の整備における規模は、その機能の求めに応じ大小あり、計画上の施設の認識を統一するため、本計画においては、施設の定義を次のとおりとする。

一の公共交通機関の乗降場から、徒歩(500m 程度)で利用できる範囲にある建物群を一施設とする

また、限られた財源において施設整備事業を、スピード感を持って進めるため、施設の安全性と必要となる機能と町民のニーズに対する役割を十分担保したうえで、可能な限り施設の集約化を図るものとします。

2. 新たな施設整備に伴い既存施設の利用目的変更の方針

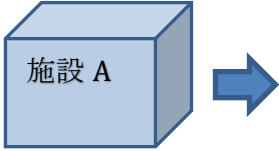
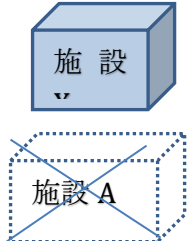
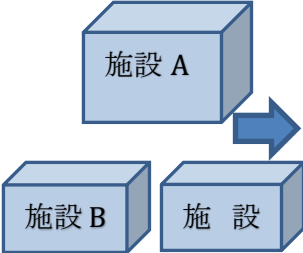
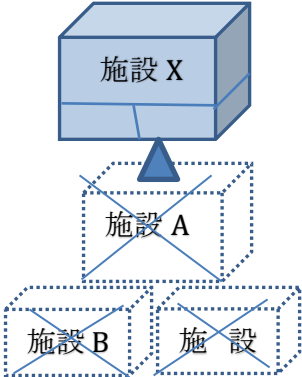
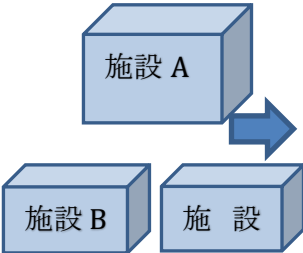
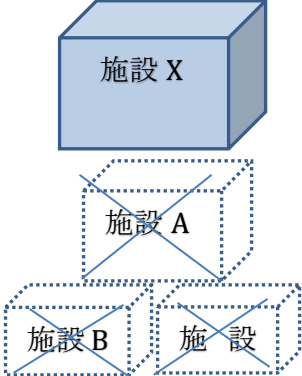
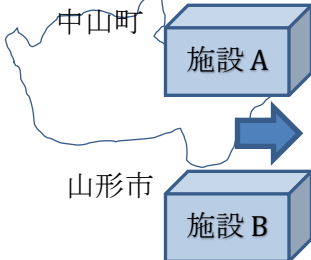
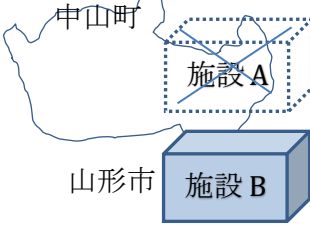
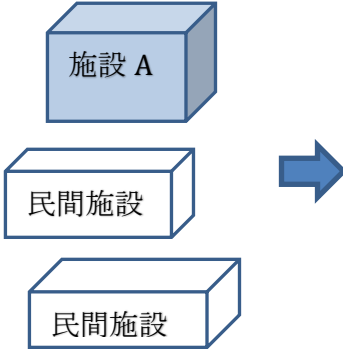
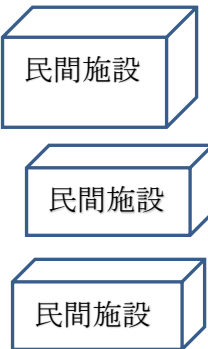
「基本理念」及び前項で述べた「施設集約の方針」により、事業効果の最大化を求めた結果、「中山町公共施設個別施設計画」において長寿命化と判定された施設において、施設の目的自体に変更が生じる場合が想定されることから、それらの方向性にのっとり、第6次総合発展計画に掲げるまちの将来像を達成するため、すべての既存施設の利用目的を見直し、施設の統廃合、売却・譲渡など、最適な運用方法を検討します。

これに併せて長寿命化対象施設の改修に係る「中山町公共施設個別施設計画」などの見直しを行い、長寿命化事業の速やかな再起動を進めます。

3. 新たな施設整備に伴う跡地・跡施設活用の方針

新たな公共施設の整備により、行政目的での活用の必要がなくなった施設の、跡地・跡施設については、新たな公共サービスの提供の場としての活用を検討するほか、「基本理念」で述べた財源化、居住誘導の効果を発揮させるため、不要となる公共用地については、売却・貸借などの資産運用とより安全性の高い土地においては、住宅地としての提供を最優先とする活用を行います。

《 再配置パターン(方針)の内容と展開イメージ 》

再配置の方針	再配置の内容	展開イメージ	
		現状	更新による対応
機能縮減	既存施設の減築を視野に、利用率の低い調理室や会議室等の縮減を図る		
複合・多機能化	用途が異なる公共施設を、共有可能な空間や共通機能をシェアし、一つの施設に集約する。利用者が一度に複数の機能を利用することが可能となり、効率的で利便性の高い施設とする。		
統合・機能統合	同種の複数の公共施設を、共有可能な空間や共通機能をシェアし、一つの施設に統合し、効率的で機能的な施設とする。		
広域連携	提供圏域が広域的で、隣接する自治体と共同設置に関する理解が得られる場合は、施設の共同運営による効率化を図る。		
民間移管・転用・廃止	公共施設の特製や利用状況及び、民間での同種サービスの普及状況から、施設利用の増進、集客化、管理・運営の効率化を図るため、行政が設置及び用地を所有せずに、民間移管や転用・廃止での代替え等を図る。		

V. 推進方針

1. 整備スケジュール

令和8年度～9年度	基本計画策定・事業化順序の決定(行政サービスを低下させずに事業を進めるため、代替施設の確保や整備順を明示) 中山町公共施設個別施設計画の見直し(長寿命化事業の再起動)
令和9年度～10年度	(事業化順序により最初に整備をする施設について) 基本構想策定
令和10年度～11年度	基本設計・実施設計
令和11年度～12年度	着工

以降整備が必要な施設は、財政計画等を踏まえ着手する

2. 事業・管理手法

公共施設の主な整備・維持管理・運営手法には、従来の個別・分割発注方式だけでなく、民間との連携を通じた事業手法があります。公共施設総合管理計画に基づき、民間の知識やノウハウを活用することによって、サービスの向上やコストの削減が図られる施設については、民間事業者等を活用することによるメリット・デメリット、公的関与の必要性等を検証したうえで、指定管理者制度やコンセッション方式(公共施設等運営権制度)の導入、民間施設への意向など、PPP/PFIの活用を検討を進めることとします。

資料編

【関連計画の概要】

分野	計画名及び策定年月	概要
まちづくり	第6次総合発展計画 (基本構想: 令和3年3月 基本計画(前期): 令和3年3月 基本計画(後期): 令和8年3月※)	・まちづくりのすべての分野を対象とした総合的な計画として最も上位に位置付けられるものであり、総合的かつ計画的な自治体経営・地域経営を進めていくうえでの基本的な指針 ・本町のまちづくりにおいて、「住民参画のまちづくりを進めるための共通目標」「自治体経営・地域経営を進めるための基本的な指針」「広域行政に対する連携の基礎」の役割を持つ
まちづくり	地方版総合戦略・人口ビジョン (第2期: 令和3年3月 第3期: 令和8年3月※)	・まち・ひと・しごと創生法第 10 条の規定に基づき策定する、まちの現状に合わせたまち・ひと・しごと創生に関する施策に関する基本的な計画 ・総合発展計画における将来像の実現を目指し展開する取組の中で、特に重点的に取り組むまち・ひと・しごと創生に関わる施策・事業等を示す
まちづくり	山形連携中枢都市圏ビジョン (第2期: 令和7年2月)	・国が推進する「連携中枢都市圏構想」の趣旨に沿い、令和2年4月より「山形連携中枢都市圏」の圏域を形成し、14市町が連携して「経済成長のけん引」「高次都市機能の集約・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」に関する取組を推進 ・引き続き、連携する市町との相互の連携協力の下、経済を活性化し、圏域全体の魅力を高めながら、誰もが安心して快適に暮らせる圏域、ゆとりや心の豊かさにあふれた圏域、夢と希望をもって、生き生きと暮らせる魅力ある圏域の形成に向け、第2期ビジョンを策定
都市計画	都市計画マスタープラン (平成30年9月)	・都市計画法第 18 条の2に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、都市の長期的なまちづくりの方針を総合的・体系的に示すもの ・都市計画マスタープランの策定により、各分野の都市づくりが連携し、方針に基づく一体的な整備や各種施策への反映等による協働のまちづくりの実現を目指すほか、立地適正化計画の活用により、コンパクト・プラス・ネットワークによる集約型押し構造の実現を図る

分野	計画名及び策定年月	概要
都市計画	立地適正化計画 (平成30年9月)	・現状のままでは、人口減少や高齢化の更なる進展、増加する空き家の問題、公共交通の維持・存続の機器など、様々な問題が顕在化しており、将来的に町の存続が困難となる可能性 ・立地適正化計画を策定し、都市機能や居住を適切に誘導することで、中山町における地域課題に対応した、持続可能な集約型都市構造の形成を目指す
都市計画	東南村山圏域都市計画区域マスタープラン (令和3年10月)	・中長期視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けた大きな道筋を明らかにするため、当該都市計画区域における都市計画の基本的な方向性を示すもの ・土地利用、都市施設整備、市街地開発事業等の都市計画及び市町村の都市計画に関する基本的な方針は、都市計画区域マスタープランに即して定めることになる
防災	地域防災計画 (令和4年3月)	・災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、中山町防災会議が作成する計画であって、町、防災関係機関、住民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連をもって、町の地域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を実施することにより、町域における土地の保全と住民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする
防災	国土強靱化地域計画 (令和4年3月)	・今後想定される大規模自然災害等から町民の生命と財産を守り、持続的な成長を実現するため、「致命的な被害を負わない強さ」と「すみやかに回復するしなやかさ」を備えた「強靱な国土づくり」に向け策定
防災	最上川水系流域治水プロジェクト2.0 (令和7年3月(更新))	戦後最大洪水を記録した昭和 42 年8月及び昭和 44 年8月洪水等に対し、気候変動(2℃上昇時)の降雨量増加を考慮した雨量1.1倍となる規模の洪水が発生した場合、最上川流域では浸水世帯が約35,900 世帯(気候変動考慮前の約1.2倍)になると想定されるが事業の実施(河道掘削等のハード整備に加え、ソフト対策・流域対策等も一緒に推進すること)により浸水被害の解消を見込む

分野	計画名及び策定年月	概要
防災	石子沢川流域水害対策計画 (令和7年3月)	・令和2年7月洪水を「都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨(計画対象降雨)」と定め、流域対策を一層推進するとともに、浸水被害が想定される区域については、水害リスク(浸水深や浸水頻度等)やまちづくり計画等を考慮した公共施設の再配置、土地利用の工夫等により、家屋浸水を減らし、浸水時間の早期解消を目指す
教育	教育等の振興に関する大綱 (令和8年3月(改定)※)	・町の教育、学術及び文化の振興に関する施策の基本目標を定めるもの ・第6次総合発展計画基本計画のうち、教育、学術、文化等に関する展開方向を基礎に、社会情勢や価値観の多様化、ライフスタイルの変化等を踏まえ策定する
教育	教育振興計画 (令和8年3月(策定)※)	・これまでの中山町の教育の良さを引き継ぐとともに、社会状況の変化に対応し、これまでの教育施策の成果と課題、町民の願い等を踏まえながら、新たに総合的かつ計画的な教育施策の推進を図るために策定するもの
教育	学校将来構想 (令和8年3月(策定)※)	・人口減少や少子化に伴い各学校とも児童・生徒数の減少が予想されるほか、長崎小学校・豊田小学校両校舎の老朽化、時代の変化とともに学校へのニーズが多様化 ・現状の教育環境や町の課題などを踏まえ、これからの町の学校のあり方を検討するもの
教育	第7次山形県教育振興計画 (令和7年3月)	・社会経済情勢の変化や政府の教育政策の動向を踏まえ、山形県における今後概ね10年間の教育行政の方向性とともに、中短期の施策を示すため策定するものであり、山形県の過去6次の教育振興計画を継承するもの
施設管理	公共施設等総合管理計画 (令和6年3月(改訂))	・公共施設等に関する計画的な管理・運営により、財政負担の軽減や最適な配置の実現が求められている状況を踏まえ、公共施設等に関する基本的な考え方を定めた行動計画

分野	計画名及び策定年月	概要
施設管理	公共施設個別施設計画 (令和5年3月)	・公共施設の改修・更新など必要な事業の洗い出し、優先順位づけ等を行うことで事業実施の有無や実施時期を適切に判断し、着実な事業実施が可能となる整備方針を示すもの
施設管理	学校施設長寿命化計画 (令和3年3月)	・今後の学校施設整備に長寿命化という視点を取り入れ、学校施設の性能を維持し、機能を向上させつつこれまで以上に長く使い続けることで財政負担の縮減と平準化を図ることを目的とする
施設管理	公営住宅長寿命化計画 (令和5年3月(改定))	・公営住宅等ストックの適切なマネジメントを行うために効率的かつ効果的な事業手法を選定するとともに、長寿命化に資する予防保全的な管理や改善を計画的に推進し、ライフサイクルコストの縮減等を目指すための計画 ・対症療法型の維持管理から予防保全型の維持管理へ転換することによって公営住宅等の長寿命化を図り、事業コストを計画的に縮減していくことを目的とする
施設管理	インフラ長寿命化基本計画 (平成25年11月)	・国民の安全・安心を確保し、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図るとともに、維持管理・更新に係る産業(メンテナンス産業)の競争力を確保するための方向性を示すものとして、国や地方公共団体、その他民間企業等が管理するあらゆるインフラを対象に策定 ・国や地方公共団体等が一丸となってインフラの戦略的な維持管理・更新等を推進する

【関連計画の概要(基本理念・方針・考え方等)

[町づくり]

第6次総合発展計画	
計画期間	令和3年度～令和12年度
理想像	郷土の誇りを未来につなぐ ひとが輝く健幸のまちなかやま
基本理念	1. みんなが安心・安全・快適に住み続けられるまち 2. みんなが自然や文化に触れ愛着と誇りを持てるまち 3. みんなが健康で心豊かに生涯活躍できるまち 4. みんながつながり支え合い成長するまち
基本目標	1. 安心して生活できる子育てと福祉のまちづくり 2. 自然環境と共生した安全に生活できるまちづくり 3. 利便性が高く快適に生活できるまちづくり 4. 活気と交流を生み出す産業が成長するまちづくり 5. 健康で心豊かな人を育むまちづくり 6. 人と人がつながる協働によるまちづくり
公共施設再配置に関連する項目	・重点プロジェクト4 町役場庁舎・公共施設再配置の事業化に向けた取組み 町役場庁舎の老朽化に伴う更新に際しては、財政的な影響や来朝者の利便性の向上、防災拠点としての機能の確保、歩きやすいまちづくり・コンパクトなまちづくりとの関連、町内に分散する行政機能の集約化、中央公民館等との複合化、その場合の現有施設の利活用方策など多様な視点について具体的な検討を進め、町民や町内事業者等と行政が一緒になって、町民が望む新しい街役場庁舎の姿を考えていきます。 ・基本目標3 利便性が高く快適に生活できるまちづくり 基本施策3-1 土地利用 車を運転しない子どもや高齢者なども、公共交通機関を利用しながら、歩いて暮らせるコンパクトシティの構築を目指した土地利用を推進します。

地方版総合戦略・人口ビジョン(第2期)	
計画期間	令和3年度～令和7年度
基本目標	1. なかやまの資源や立地条件を活かした創業支援と雇用の創出 2. なかやまへ住もう・帰ろう・住み続けようの流れを創出 3. なかやまの若い世代の結婚・出産・子育ての希望を実現 4. なかやまの安心・安全・健幸な暮らしと広域連携によるまちづくりの実現
公共施設再配置に関連する項目	・基本目標4 なかやまの安心・安全・健幸な暮らしと広域連携によるまちづくりの実現 住民の利便性を高めるとともに、効率的な行財政の構築を図るため、コンパクト・プラス・ネットワークの考えに基づきながら、公共施設等の再配置について検討を進めます。

山形連携中枢都市圏ビジョン	
計画期間	令和7年度～令和11年度
基本方針	・圏域の将来像 山形連携中枢都市圏が一定の人口を有し、魅力あふれる圏域として持続的に発展していくため、次の圏域の形成を目指す 1 誰もが安心して快適に暮らせる圏域 2 ゆとりや心の豊かさにあふれた圏域 3 夢と希望をもって、生き生きと暮らせる魅力ある圏域 ・中長期的な将来人口目標 連携中枢都市圏での連携した取り組み及び各市町の「まち・ひと・しごと創成法に基づく地方版総合戦略」に基づく取り組みにより、圏域人口50万人を維持していくことを目標とする
公共施設再配置に関連する項目	1 誰もが安心して快適に暮らせる圏域 山形市と近隣の市町が、相互に連携し補完する関係を築きながら「山形連携中枢都市圏」を形成し、経済も含めた幅広い分野で圏域の活性化に向けた取り組みを推進することによって、誰もが安心して快適に暮らせる圏域づくりを目指す。各市町が互いに連携・協力しながら役割分担して生活機能の充実のみならず、経済基盤や都市機能の強化を図るとともに、行政と圏域の住民や団体等が協働して圏域の自然、歴史、文化を見つめ直し、その魅力を活かし、高めていく。

[都市計画]

中山町都市計画マスタープラン	
計画期間	平成30年(目標年次2040年)
基本方針	【都市づくりの基本理念】 絆と連携で築く安心安全と健幸な暮らし ～人もまちも健康で幸せなまちづくり～ 【基本方針】 ・コンパクト＋ネットワークでつくる、住み続けたいまち 居住及び都市機能の集約を目指したまちづくりの展開 最適な交通手段が確保された、歩いて暮らせるまちづくりの展開 ・周辺地域と連携し、あらゆる世代が幸せに暮らせるまち 豊かに暮らせるベッドタウンとしてのまちづくりの展開 多様な世代の活躍・交流を目指した健康まちづくりの展開 ・豊かな自然と共生し、みんなの絆で築く安心安全のまち 災害に強いまちづくりの展開 自然を活かしたまちづくりの展開 (将来人口・将来都市構造)
公共施設再配置に関連する項目	・都市機能誘導については、公共施設の建て替えの際に複合化や集約化による誘導を促す ・山形市や寒河江市に隣接するという地理的優位性を最大限に活用し、通勤通学や通院、買い物、娯楽といった都市機能の広域連携を図るため、地域間交通を支える道路網の整備や公共交通網の確保を進め、あらゆる世代が幸せにくらせるまちづくりを目指す ・山形市や寒河江市などと通勤生活圏であるという地理的優位性を活

	かし、交通便利地域における買い物環境や居住環境の更なる改善、子育てしながら働きやすい環境としていくために必要な施設の誘致などを進め、若い世代が住みたいと思える魅力的なまちづくりを目指す ・水害対策の面から、居住及び都市機能の誘導を図る区域内に防災拠点の整備を進めるとともに、自助共助に対する意識啓発を進める ・土砂災害危険区域については災害被害の低減に必要な対策を進めるほか、長期的には土砂災害の危険の少ない地域への移住を促進する ・都市機能拠点の位置づけ
--	---

立地適正化計画	
計画期間	
基本方針	1. 魅力と機能を兼ね備えた、歩いて暮らせるまち コンパクトな都市機能誘導区域の設定 2. 生活の拠点と広域的な拠点への移動手段が確保されたまち 広域連携を活用した誘導施設の設定 3. 住民を災害から守るまち 防災力向上を前提とした誘導区域の設定
公共施設再配置に関連する項目	・市街化区域のほとんどが最上川氾濫時の洪水浸水想定区域に指定されているため、「浸水想定区域」の内外であることを誘導区域の設定条件にしない ・居住誘導区域として設定された区域は、「防災力をさらに高め、より安全に暮らす」ことを前提に、災害の恐れが高い地域を「避けて暮らす」のではなく、強くしなやかに共生していくまちづくりを進める ・中山町の都市機能について整理すると、現時点で町内又は都市機能誘導区域内に不足している機能があるものの、周辺市に短時間でアクセス可能な施設が充実していることから、すべてを都市機能誘導区域内で充足することは想定しない。ただし、住民が日常生活を行ううえで、最低限都市機能誘導区域内に必要な施設については、誘導施設として設定 ・誘導施設の設定 - 行政機能…町役場を有する施設、国及び地方公共団体(中山町を除く)が行政サービスを提供するための施設 - 医療機能…複数の診療科を持つ病院(内科、外科、小児科等) - 商業機能…日用品が購入可能なスーパーマーケット等の商業施設(コンビニエンスストアは除く) - 子育て機能…中山町子育て支援センター(既存施設の窓口含む) - 教育・文化機能…図書館、体育館、文化ホール - 介護福祉機能…なし - 金融機能…なし

東南村山圏域都市計画区域マスタープラン	
計画期間	・目標年次を 2040 年とする ・「区域区分」に関する事項及び「主要な都市計画の決定の方針」のうち「主要な施設の整備目標」に関する事項については、2030 年を想定又は目標年次とする

基本方針	・基本理念 「鮮やかな四季と歴史・文化が調和する交流都市の創造」 ・圏域の将来都市像 (1) 子どもや孫も山形でいきいき暮らせる持続可能な都市 (2) 創造力豊かな山形の産業が成長する活気ある都市 (3) 人にやさしく美しい山形へ訪れたい魅力ある都市 ・都市づくりの方針と取り組み方向 1 「広域連携」～都市間連携を推進する都市づくり～ 2 「多様な交流」～都心の魅力を活かした活力ある都市づくり～ 3 「まちなか賑わい」～賑わいのあるコンパクトな都市づくり 4 「安全・安心」～いのちを守る都市づくり～ 5 「住民等との協働」 6 「県と市町との連携」
公共施設再配置に関連する項目	1 「広域連携」～都市間連携を推進する都市づくり～ (2)都市機能の相互補完 ・「山形連携中枢都市圏ビジョン」等に基づき、圏域全体を視野に入れ、各都市が連携して医療、福祉等の都市機能の効果的な整備と補完を行う取組みを推進 ■区域区分の決定の有無について ・山形広域都市計画区域は、区域区分を継続する ■土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針について ・都市機能及び生活機能を確保するための用途の誘導を図りながら、定住区化の促進のために安心して暮らすことのできる広域拠点、地域拠点、産業拠点を形成・育成していく ・地域拠点(地域の特性に応じて、業務、商業、医療、福祉等の生活機能を集積する各地域の中心性を備えた活力ある生活拠点)として、「中山町の市街地中心部」が位置づけ

[防災]

地域防災計画	
計画期間	令和4年3月策定
基本方針	1 風水害対策 (1) 土砂崩壊地対策 (2) 治水対策 2 火災対策 3 雪害対策 4 地震災害対策 5 住民による防災活動の促進 6 要配慮者対策
公共施設再配置に関連する項目	被害対象を減少させるための対策として、水害ハザードマップにおける土地利用・住まい方の工夫の啓発をはじめ、災害リスクを考慮した立地適正化計画の作成及び居住誘導に努める

国土強靱化地域計画	
計画期間	令和4年度から概ね5年間
基本方針	1. 国土強靱化の理念 大規模自然災害等への備えについて、従来の「防災」の範囲を超えて、まちづくり政策・産業政策も含めた総合的な対応を、長期的な視点に立って進めること 2. 基本目標 いかなる災害が発生しようとも ① 人命の保護が最大限図られること ② 町及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること ③ 町民の財産及び公共施設にかかる被害を最小化すること ④ 迅速に復旧・復興すること 3. 強靱化を推進する上での基本的な方針 (1) 国土強靱化の取組み姿勢 あらゆる側面からの検討、長期的視点、回復力等の強化 (2) 適切な施策の組合せ ハード・ソフト、自助・共助・公助、非常時・平時、国・県・町・町民、民間事業者・NPOなど関係者相互の連携 (3) 効率的な施策の推進 施策の重点化、社会資本の有効活用、民間資金の活用、施設等の効率的かつ効果的な維持管理 (4) 地域の特性に応じた施策の推進 高齢化の進行、全国有数の豪雪地帯、津波被害が想定されない (5) 国土全体の強靱化への貢献 代替性・補完性の確保、東京一極集中の是正
公共施設再配置に関連する項目	基本目標掲載事項

最上川水系流域治水プロジェクト2. 0	
計画期間	令和7年3月(更新)
基本方針	【目標】 (最上川)気候変動による降雨量増加後の昭和42年8月洪水及び昭和44年8月洪水規模等に対する安全の確保 ・氾濫を防ぐ・減らす 流下能力向上対策(河道掘削等)及び水田貯留等による流出抑制により、浸水被害(外水・内水)を軽減(県・市町村・その他) ・被害対策を減らす 新たな居住等に対する立地の適正な誘導・規制や、既成市街地における浸水被害を軽減(市町村) ・被害の軽減・早期復旧・復興 災害の発生を前提とした命を守る避難行動に向けた住民意識の醸成(国・県・市町村)

公共施設再配置に関連する項目	・氾濫を防ぐ・減らす 田んぼダム of 取組み拡大 貯留機能保全区域 of 検討 雨水貯留浸透施設 of 整備 ・被害対策を減らす 災害リスクを考慮した立地適正化計画 of 作成及び居住誘導 宅地かさ上げ支援・空き家・空地を活用した雨水貯留設備
----------------	---

石子沢川流域水害対策計画	
計画期間	令和7年から概ね10年間
基本方針	流域全体 of あらゆる関係者が協働し、土地利用状況及び地形特性等を踏まえ、下記 of 4つの視点から流域一体で総合的かつ多層的な流域水害対策を講じることにより、浸水被害 of 最小化を図る ① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策 河道掘削、雨水貯留施設検討、雨水貯留機能 of 拡大…等 ② 被害対象を減少させるための対策 リスク of 低いエリアへ誘導／住まい方 of 工夫、浸水範囲を減らす…等 ③ 被害 of 軽減早期復旧・復興の対策 氾濫水を早く排除する(効果的な排水作業検討)、防災教育、マイタイムライン of 普及促進…等 ④ 流域管理 of デジタル化・見える化 雨水貯留 of 見える化、デジタルハザードマップ、管理施設自動化検討…等
公共施設再配置に関連する項目	氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策 雨水貯留機能 of 拡大 雨水貯留浸透施設 of 整備 貯留機能保全区域 of 検討 田んぼダム of 取組み 被害対象を減少させるための対策 リスク of 低いエリアへの誘導や住まい方 of 工夫 災害リスクを考慮した立地適正化計画 of 修正 防災指針 of 作成

[教育]

教育等の振興に関する大綱	
計画期間	令和3年度～令和7年度
基本方針	【基本理念】 健康で心豊かな人を育むまちづくり 【基本方針】 1. 「確かな学力」の向上策の推進 2. 「いのち」を大切に、豊かな心を育む学校教育の推進 3. 健やかな体を育む学校教育の推進 4. 安心・安全な学校生活を支える教育環境整備の促進 5. 学び合い・助け合える生涯学習社会形成の推進 6. スポーツの振興の推進 7. 郷土愛を育む伝統文化・遺産の保存・継承・活用の推進 8. 青少年の健全育成の推進 9. 地域の活性化等を図る地域力向上の推進
公共施設再配置に関連する項目	

第7次山形県教育振興計画	
計画期間	
基本方針	山形県教育の目標 「ウェルビーイングを目指し、多様性あふれる持続可能な社会の実現を担う山形の人づくり」 「県民みんなでチャレンジ」 ・チャレンジ1「体験」 ワクワク無限大 ・チャレンジ2「探求」 「なんで？」を大切に ・チャレンジ3「尊重」 みんなが主役で応援団 ・チャレンジ4「協働」 みんな笑顔で 「チャレンジを支えるもの」 ・教育DX ・教育環境 施策方針Ⅰ 一人ひとりが自分らしく可能性にチャレンジできる学びを実現する 施策方針Ⅱ 誰一人取り残されず、だれもが続けられる学びの機会を充実する 施策方針Ⅲ 社会の変化に対応した学びの環境を整える
公共施設再配置に関連する項目	

[施設管理]

公共施設等総合管理計画	
計画期間	令和6年度～令和15年度(10年間)
現状・課題に対する基本認識	1. 災害に備えた公共施設等整備 ・自然災害の激甚化等を踏まえ、災害リスクを考慮して整備内容を検討し、災害に強いまちづくりを目指す必要 2. 公共施設等の老朽化対策 ・老朽化の進展により、各種設備の故障等修繕が多くなり、安全面からも注意が必要となるため、施設及び設備の改修や更新など適切な対応が求められる 3. 人口動向・住民ニーズなどを踏まえた公共施設等整備 ・人口の減少に伴う公共施設等の利用者数の減少や、人口構成比率が変化することによる住民ニーズの変化が予測され、このような変化に合わせた公共施設等の整備が必要 4. 財政負担の軽減、平準化 ・既存の公共施設等を現在の規模のまま更新し、すべて維持していくことは財政的に困難であり、統合や複合化等により、公共施設等の全体規模の縮小や維持管理経費の軽減を図ることが重要
公共施設再配置に関連する項目	現在保有している公共施設等を適正に維持管理し、更新費用等の縮減を図るため、次の方針を提示 ・町施設全体の基本方針 ・施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

公共施設個別施設計画	
計画期間	令和5年度～令和14年度(10年間)
基本方針	・本町公共施設は機能の重複が少ないため、施設廃止がサービス廃止につながる恐れ ・財政負担を軽減しつつ行政サービス提供を維持していくため、原則的に長寿命化を図る ・長寿命化を図ってもすべての施設を維持管理していくことが財政的に難しいと判断された場合、住民意見を反映したうえで、財政の「選択と集中」を図り、公共施設を安全・安心に使えるよう整備していく ・更新、改修、点検・修繕、施設方針を提示
公共施設再配置に関連する項目	

学校施設長寿命化計画	
計画期間	令和3年度～令和12年度(10年間)
基本方針	学校施設の長寿命化計画の基本方針 1. 施設総量・施設配置の適正化 2. 予防保全による長寿命化の推進 3. PPP／PFIなどの事業手法導入の検討

【学校の将来構想策定の経過】

(1) 検討委員会の設置背景と目的

児童生徒数の減少や学校施設の老朽化、施設立地上の災害アラート等の課題を踏まえ、「中山町の教育のよさ」を継承しつつ、時代の変化に対応した持続可能で魅力ある学校のあり方を検討するため、令和5年度に中山町学校の将来構想検討委員会が設置されました。

① 児童生徒数の減少

本町の小・中学校の児童・生徒数は、年々減少傾向にあります。中山町の「令和7年行政区別年齢別統計表」による児童・生徒数の推移から令和12年度には、小学校児童が今よりも150人減少することが予想されます。小学校の児童数は、中学校にも段階的に影響していくことから、中学校の生徒数も減少していくことが予想されます。

また、長崎小学校では、令和10年度の1年生が1学級になることが予想されます。さらに、豊田小学校では、数年後、一部「複式学級」になることが予想されます。

令和7年度10月1日現在、各小中学校の児童・生徒数及び学級数は以下のとおりです。

1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	6 歳		1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年		1 年	2 年	3 年
25 ①	36 ②	46 ②	31 ①	43 ②	47 ②	長 崎 小	58 ②	52 ②	55 ②	65 ②	73 ③	64 ②	中 山 中	72 ③	80 ③	68 ③
5 ①	7 ①	11 ①	6 ①	13 ①	10 ①	豊 田 小	13 ①	12 ①	9 ①	23 ①	27 ①	15 ①				
30	43	57	37	56	58	計	71	64	64	88	100	79	計	72	80	68
							児童数 466 人							生徒数 220 人		

※○の数は通常学級の数、1～6歳児については通常学級予定数

児童生徒数の減少に伴い、学級数及び配置される教職員数も減少することが見込まれます。これにより、特に中学校における教科担任の確保が難しくなるなど、教育の質の維持ができなくなることが危惧されています。

② 学校施設の老朽化

長崎小学校校舎は1979年に竣工、豊田小学校校舎は1981年に竣工され、両校舎とも築40数年以上を経過しており、現代の教育環境における多様なニーズへの対応が難しくなっています。

③ 施設立地上の災害アラート

現在の長崎小学校や豊田小学校、中山中学校では校舎の立地面で心配な点もあります。豊田小学校は土砂災害警戒区域内に、長崎小学校及び中山中学校は浸水想定区域内にあり、大雨による災害の心配があります。

近年、自然災害が激甚化・頻発化する傾向にあるため、小中学校の安全・安心について配慮する必要があります。

(2) 検討過程及び実施内容

① 令和5年度(検討委員会第1～3回)

○ 「これからの中山町の教育のあり方」について検討してきました。

○ 他自治体(西川町)の取り組みを参考に、小中一貫教育についての理解を深めました。

- 小学校と中学校が連携を深める小中一貫教育の必要性を確認し、コンパクトな町の利点を活かして「小中一貫教育」を進めるべきであるという考えにまとまりました。

② 令和6年度(検討委員会第4～6回)

- 「小中一貫教育」を進めていくうえで、「よりよい学校のあり方」について検討してきました。
- 小中一貫教育を行う形態の1つである「義務教育学校」について深く知りたいという意見が多数出ました。
- 新庄市立明倫学園(義務教育学校)と村山市立袖崎小学校(小規模校)を視察しました。新庄市立明倫学園では、9年間を通じた系統的な教育が可能となり、教員間の指導交流による専門的な学習指導などが可能になるメリットを確認しました。
- 教育環境を今以上に高めていくための理想的な形態として、小学校と中学校を一つに統合し、「施設一体型の義務教育学校」にすることが、子どもたちや学校にとってメリットが大きいという認識で一致しました。

1 「小中一貫教育」について

(1) 「小中一貫教育」とは？

小中学校の教員が「目指す子供像」を共有したうえで、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育のこと。小学校と中学校の間に生じる学習内容や生活面のギャップを減らし、子供たちの学習意欲を高めることを目的とする。

(2) 「小中一貫教育」のメリット

▶子供たちにとって

中学校進学に際し、学習や生活にスムーズに移行できる。

▶学校にとって

小中学校の教職員が、お互いの学習内容等について深く理解し、同じ方向で子どもたちを育てていくことにつながる。

▶保護者・地域にとって

9年間の成長を見通して子どもたちに関わることができる。

2 「小中一貫教育」を行う学校の形態

小中一貫教育を実施する形態は、組織体制と施設形態の組み合わせで考えることができます。

(1) 組織体制

① 義務教育学校(新たな9年制の学校)

9年制の1つの学校(校長1人、教職員組織1つ)において、小中一貫教育を進める組織体制

▶2016年にできた9年制の新しい学校教育制度

- ・9年間の系統性を確保した学校カリキュラム

- ・9年間の区切りを柔軟に分けることが可能

例) 6－3制、5－4制、4－3－2制

- ・現在、山形県内で3校、全国で約230校

- ・県内複数の市町でも、これから義務教育学校の開校が計画されている

② 小中一貫型小・中学校 ※現在と同様の組織体制

それぞれの学校に校長1人、教職員組織1つがある組織上独立した複数の小中学校が連携して一貫した教育を行う組織形態

(2) 施設形態

① 施設一体型

小学校1年生から中学校3年生までの9学年が1つの施設で学ぶ

② 施設隣接型・分離型

同一敷地内または異なる敷地に設置された複数の施設で、学校種や学年によって分かれて学ぶ

③ 令和7年度(検討委員会第7～9回)

- これまでの検討委員会の経過報告や今後の方向性を町民へ示すため、町民説明会のもち方について検討しました。
- 保護者・町民に対して「子どもにとって最適な教育は何か、それを実現するためにどのような建物(形態)が必要か」ということを丁寧に説明し、納得を得ることが極めて重要であるとされました。
- また、今後の検討に向けて、広く町民の声を聞くために、町民アンケートを実施についても検討しました。

(3) 住民説明会及びアンケートの実施

① 町民説明会の開催

検討委員会での協議内容を町民に説明し、意見聴取を行う機会として、町民説明会を開催しました。

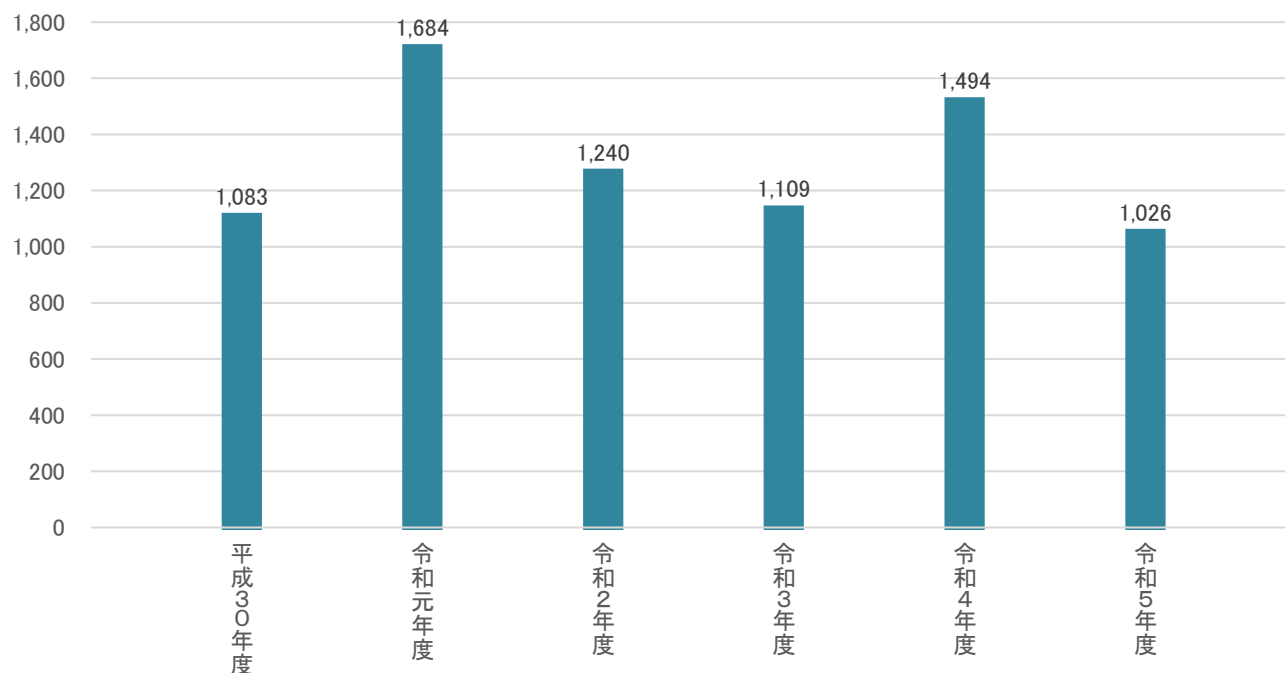
令和7年 10月 4日(土)	午後6時00分～午後7時30分	長崎小学校体育館
5日(日)	午後6時00分～午後7時30分	豊田小学校体育館
13日(月・祝)	午後6時00分～午後7時30分	中山中学校体育館

② 町民アンケートの実施

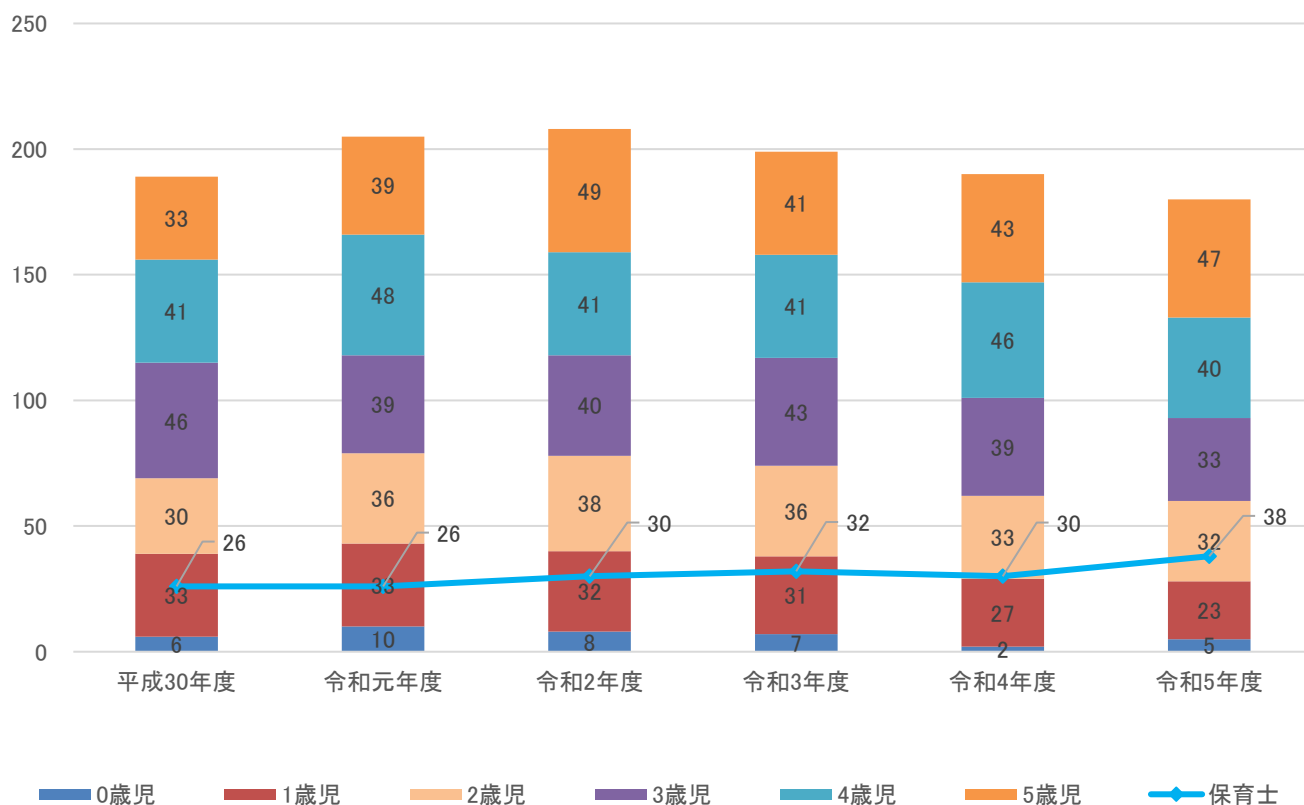
将来の学校のあり方に関する町民の意見を聴取するためのアンケート調査を、説明会資料を参考にしながら令和7年10月4日(土)～19日(水)の期間に実施しました。

【各施設・サービスの利用者(数字で見るなかやま 令和5年度)】

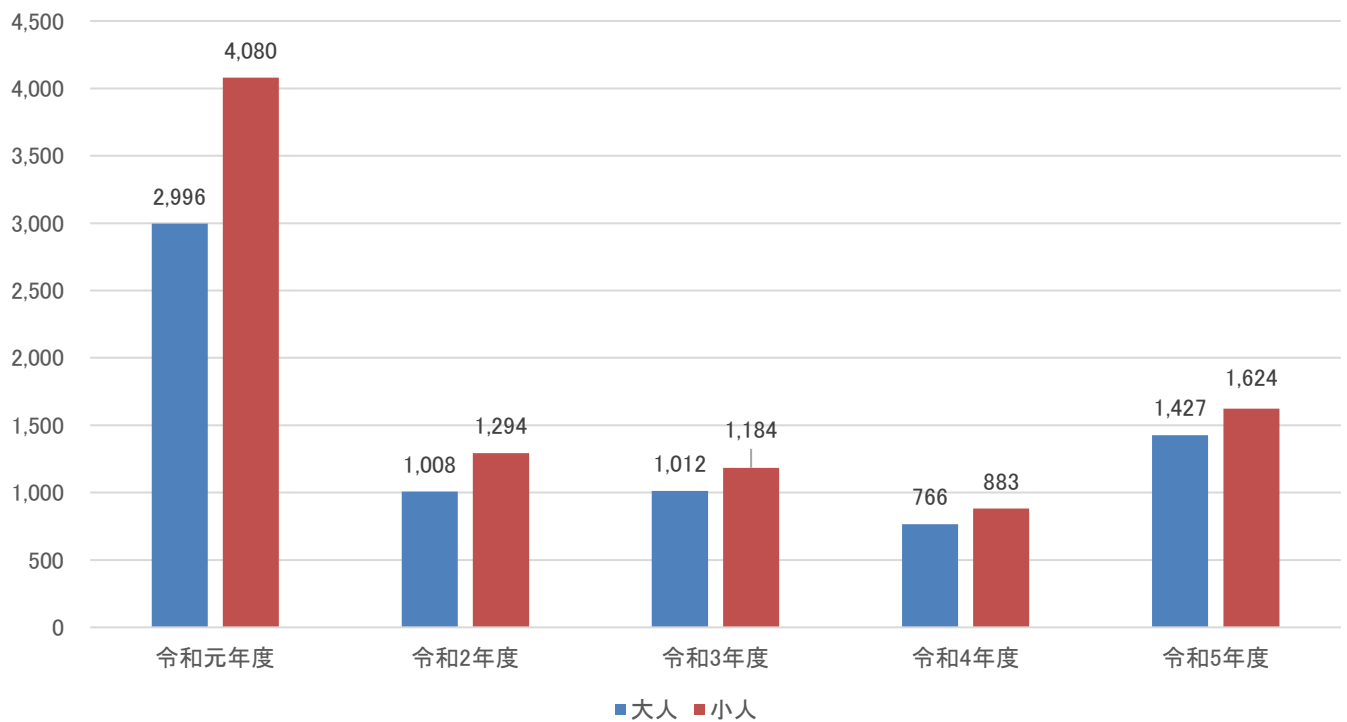
保健福祉センターの利用状況



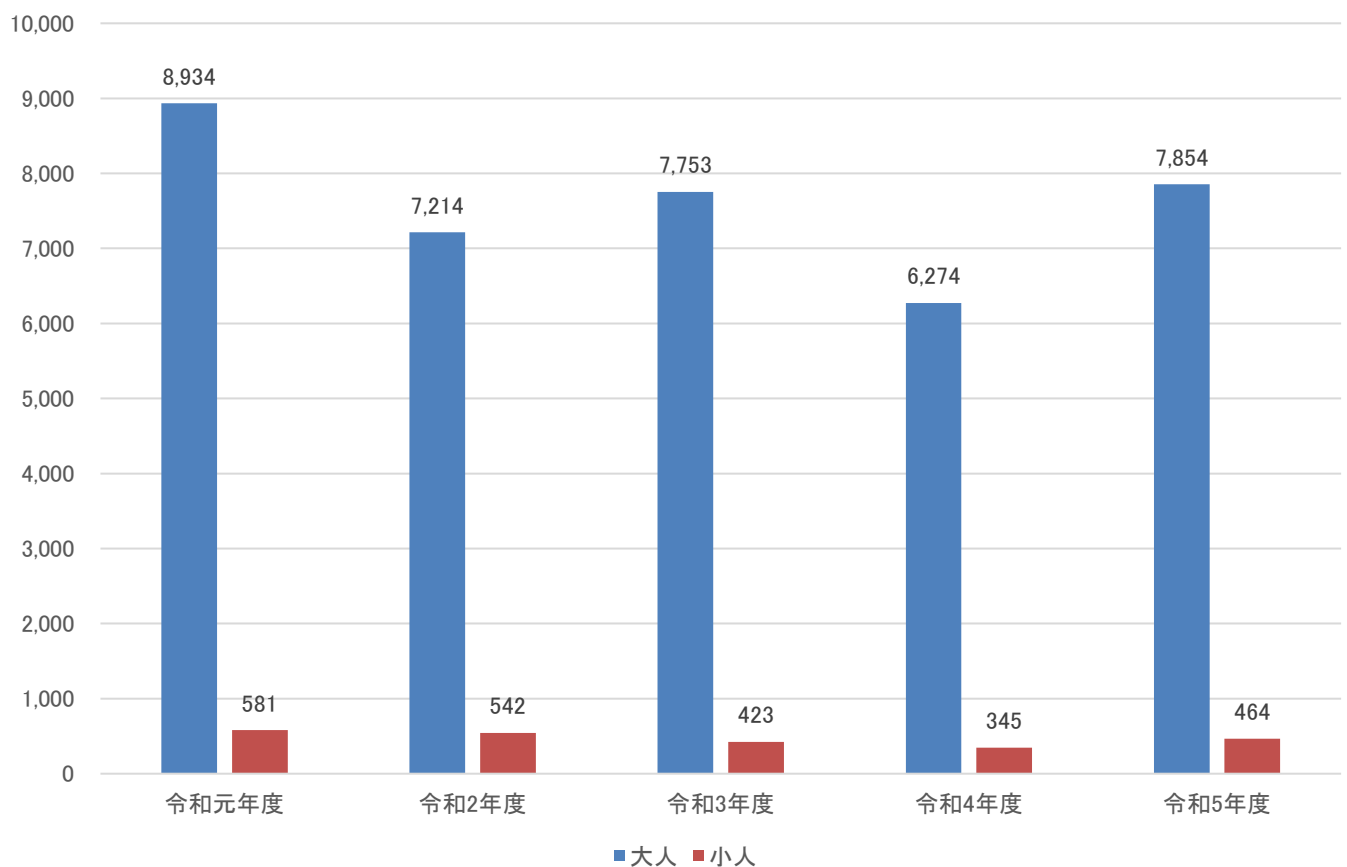
保育園の園児・保育士数の推移



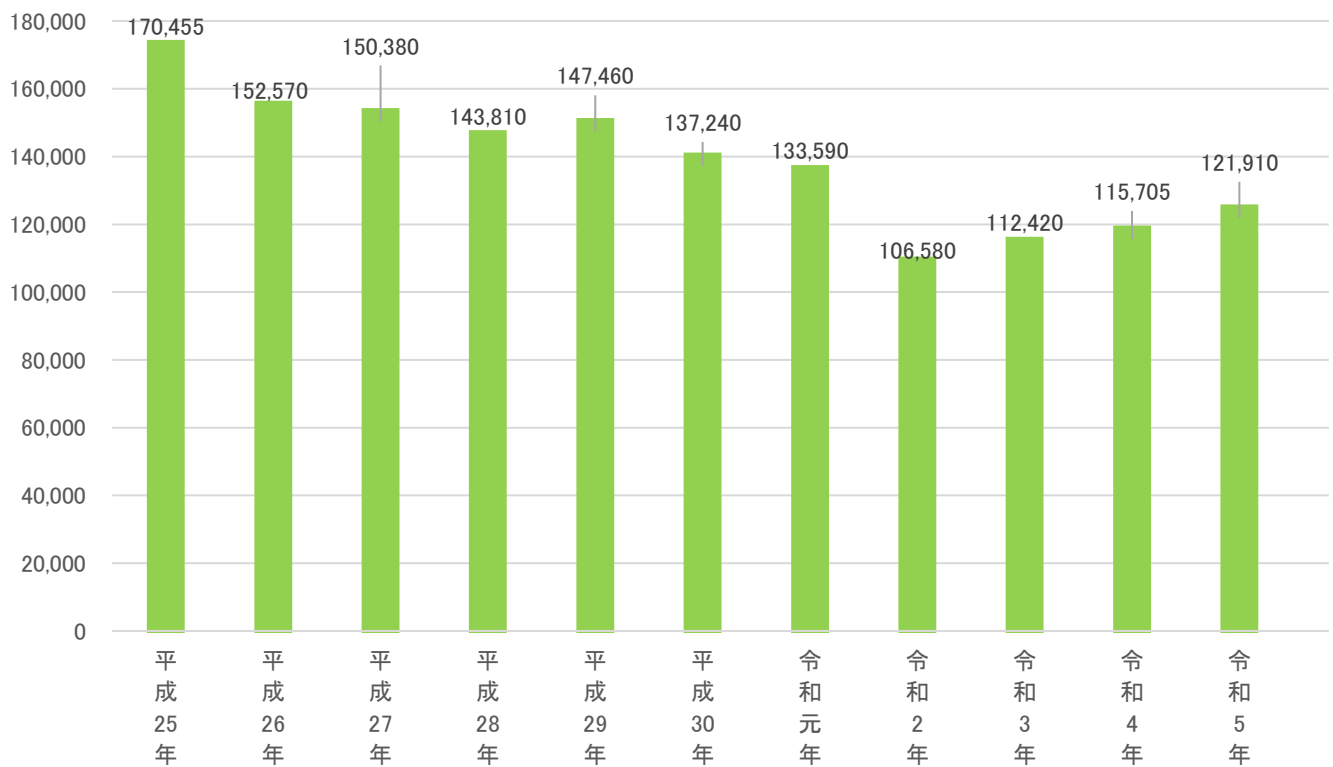
子育て支援センターの利用状況



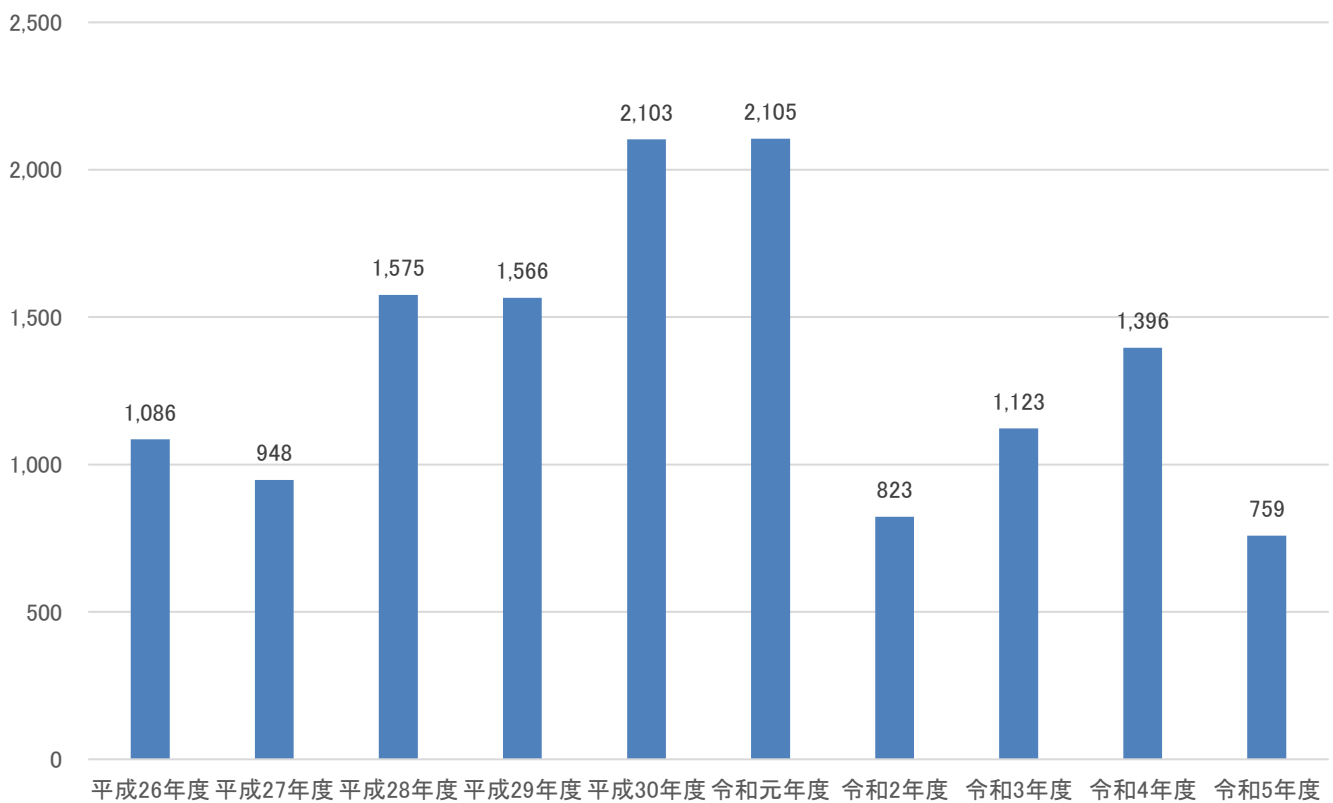
町営バスの利用状況



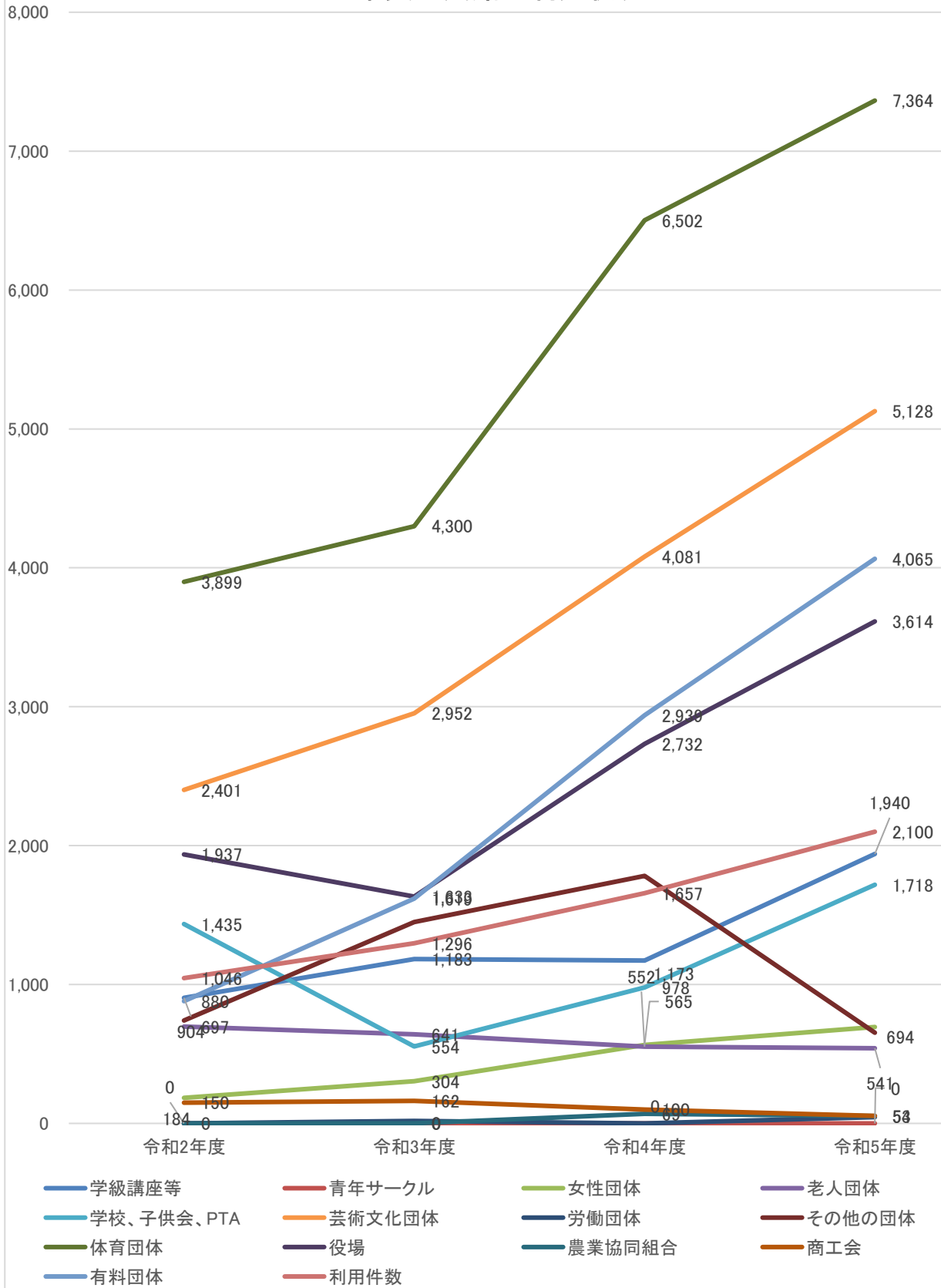
JR羽前長崎駅年間乗車人員



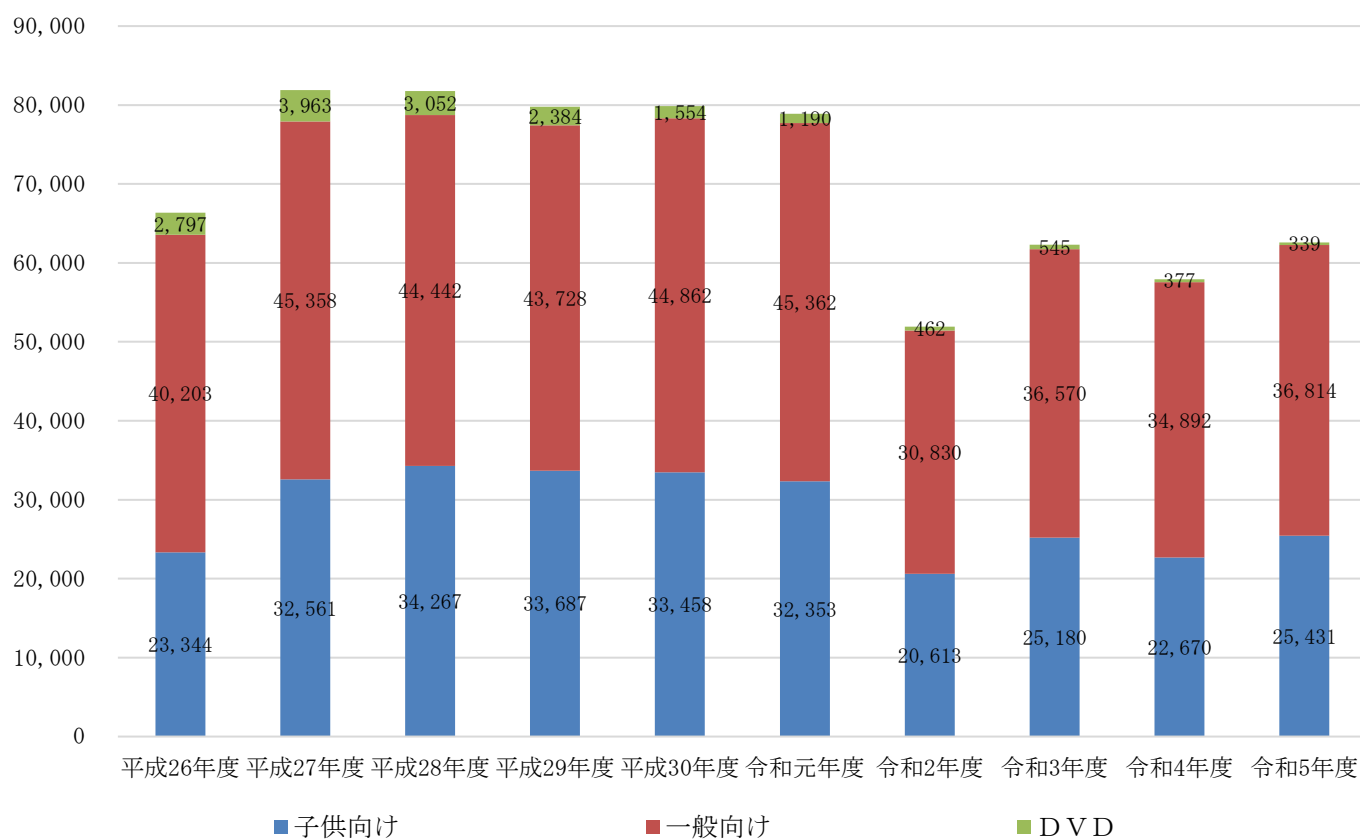
防災センターの利用状況



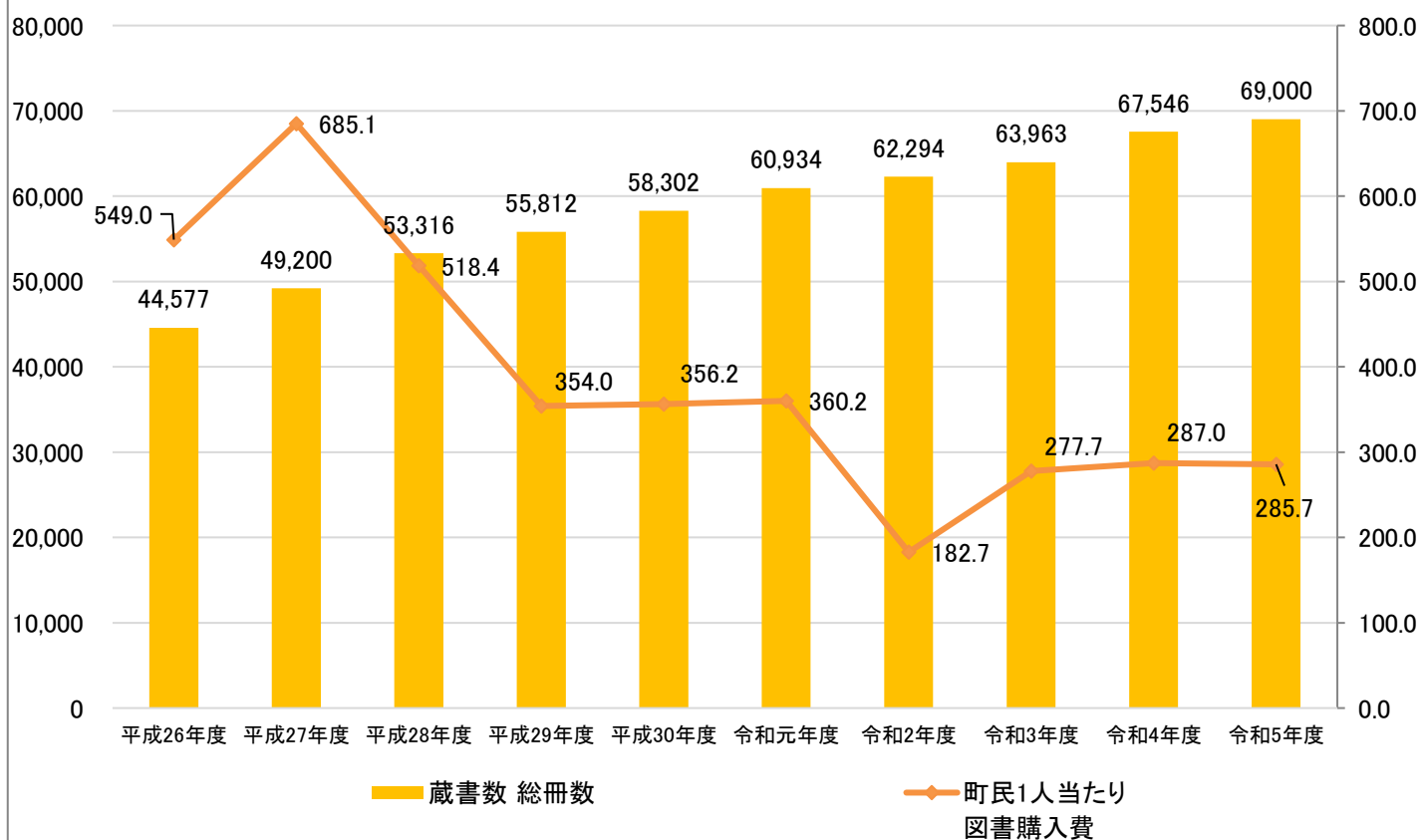
中央公民館の利用状況



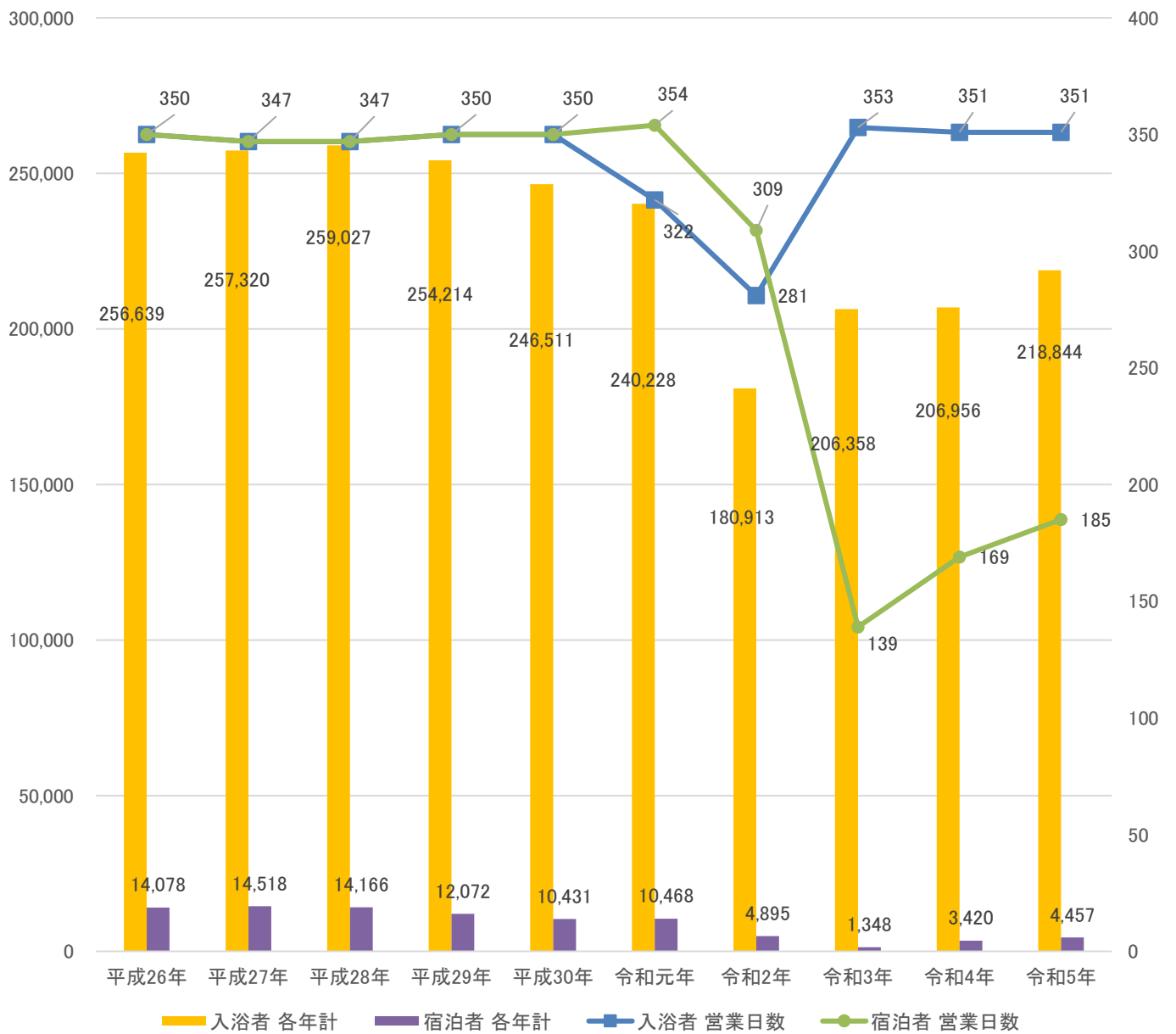
町立図書館ほんわ館の利用状況（貸出し数）



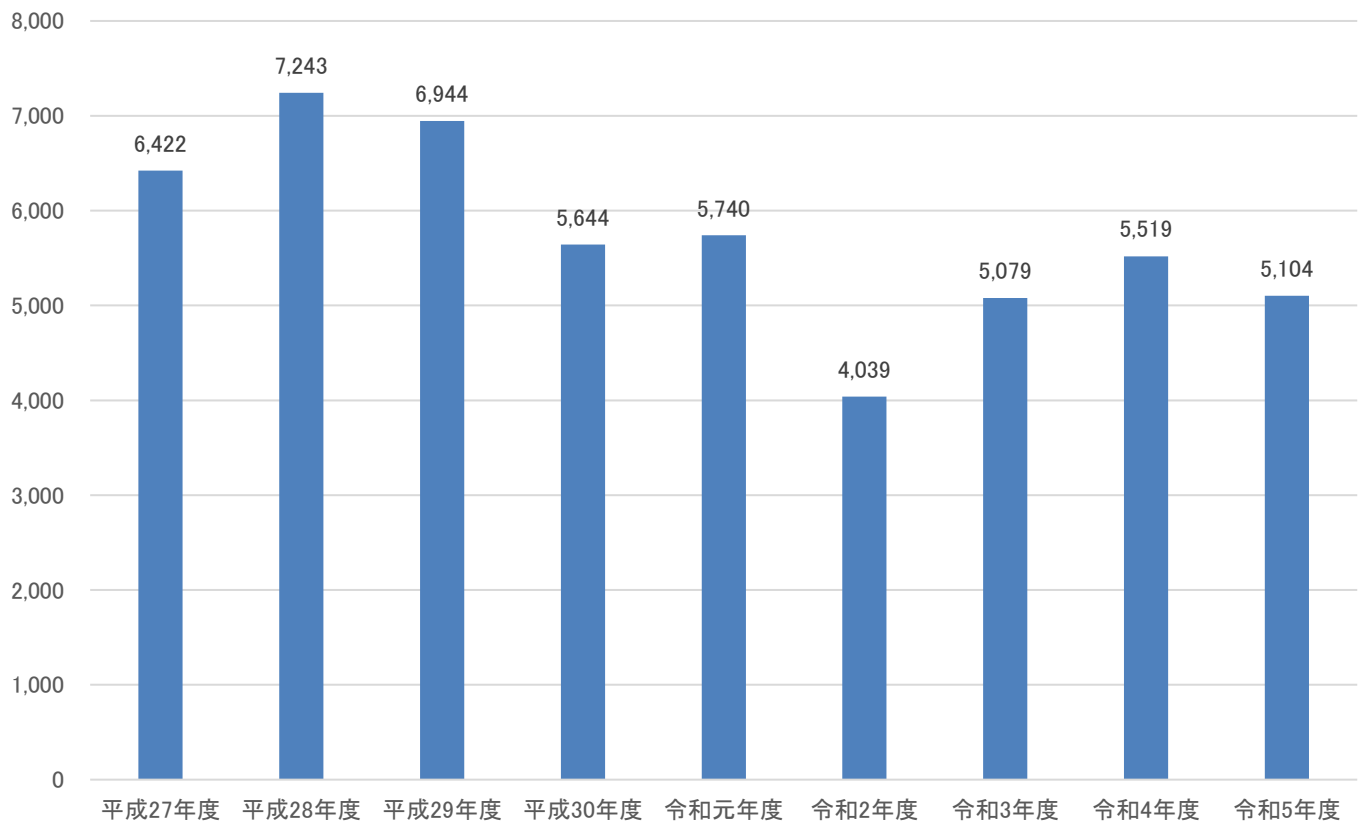
町立図書館ほんわ館の利用状況（蔵書数と図書購入費）



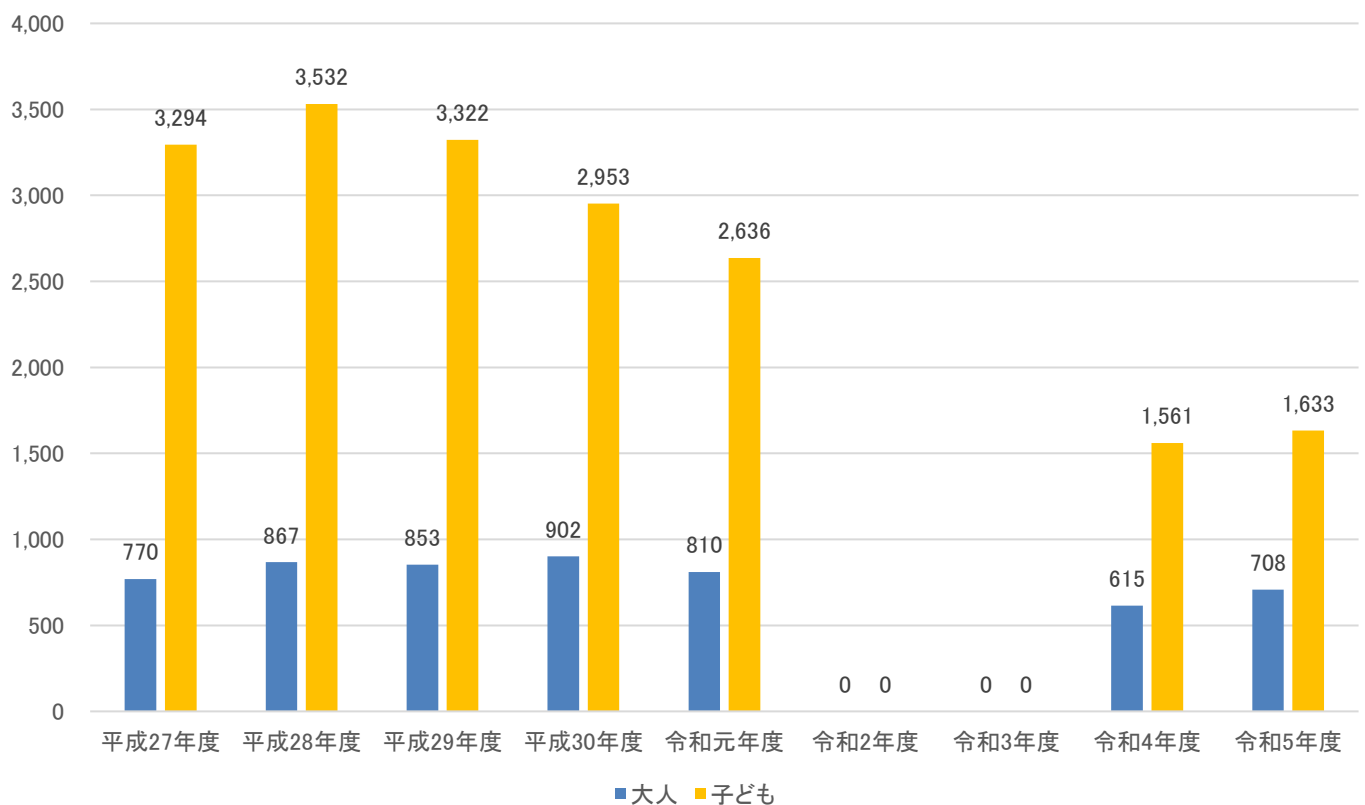
ひまわり温泉ゆ・ら・らの利用状況



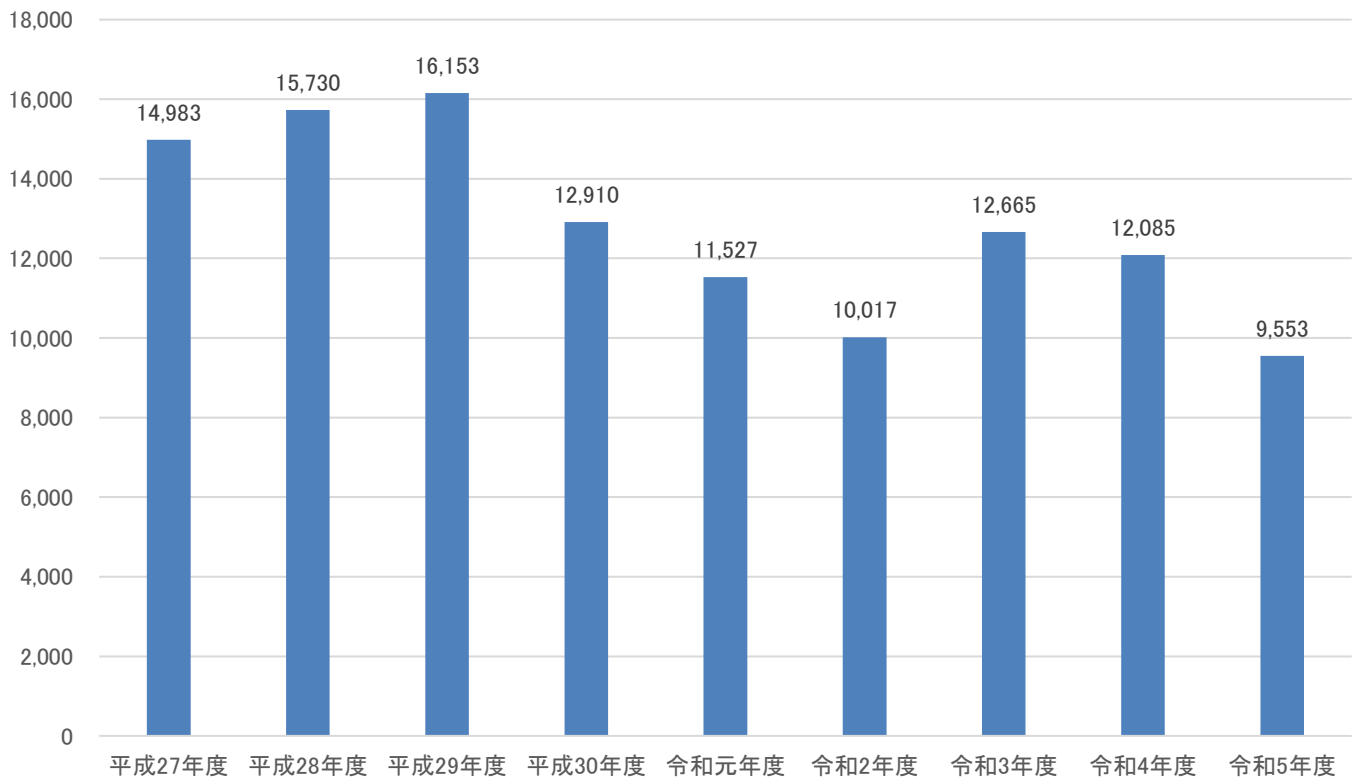
町民グラウンドの利用状況



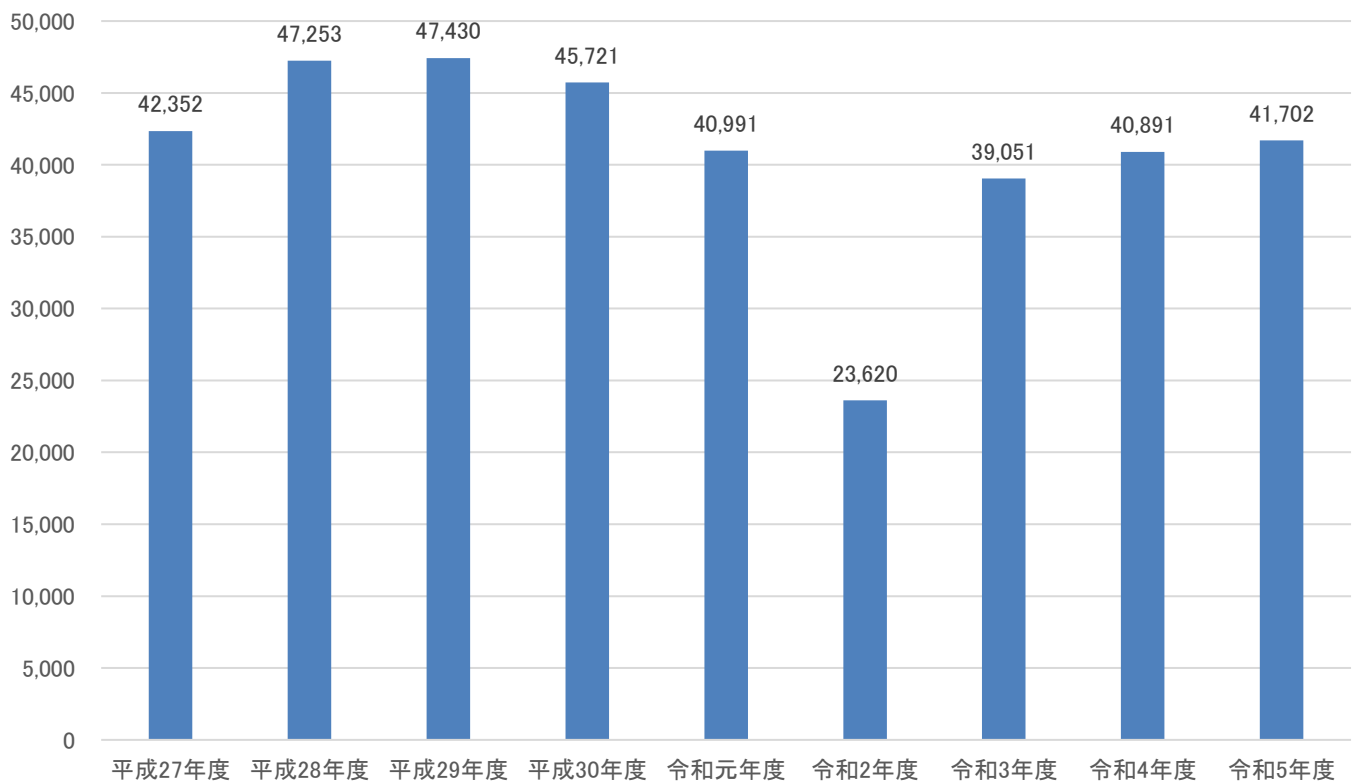
町民プールの利用状況



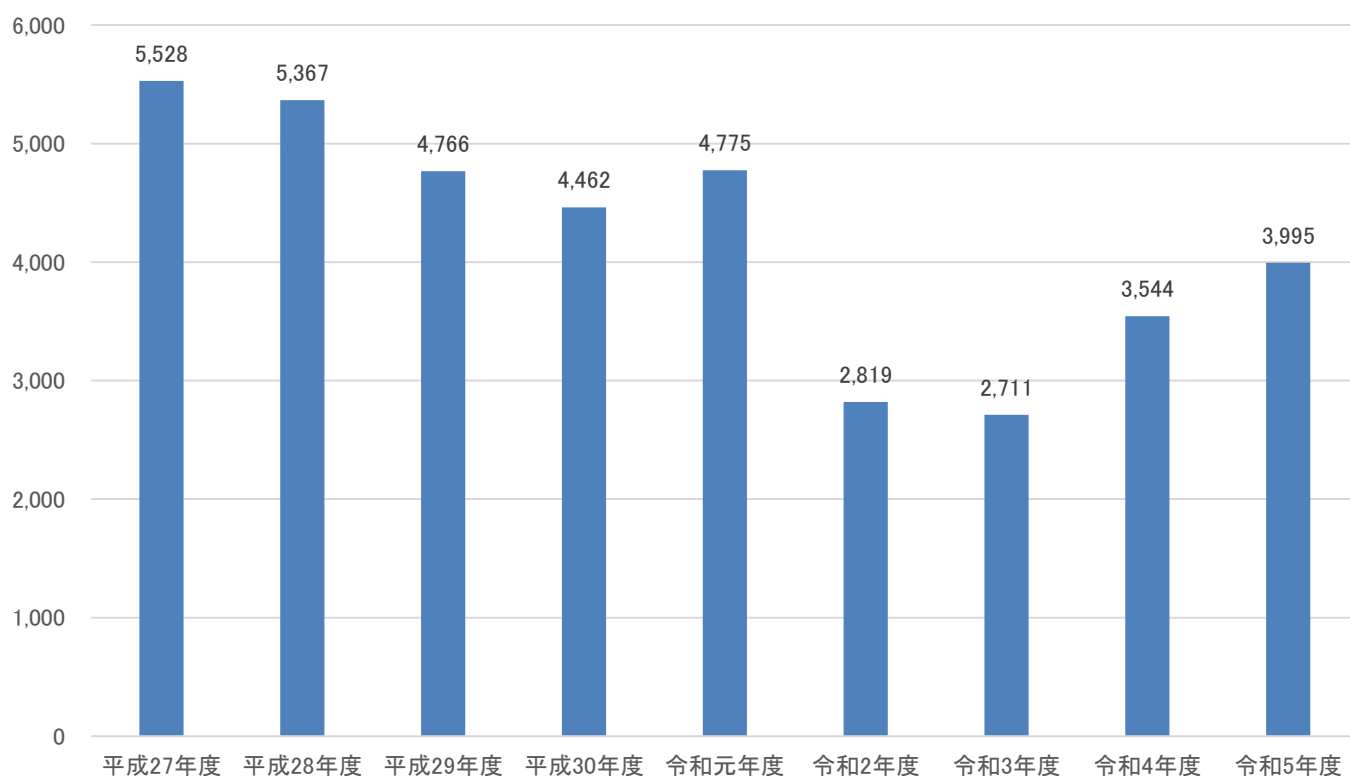
町民テニスコートの利用状況



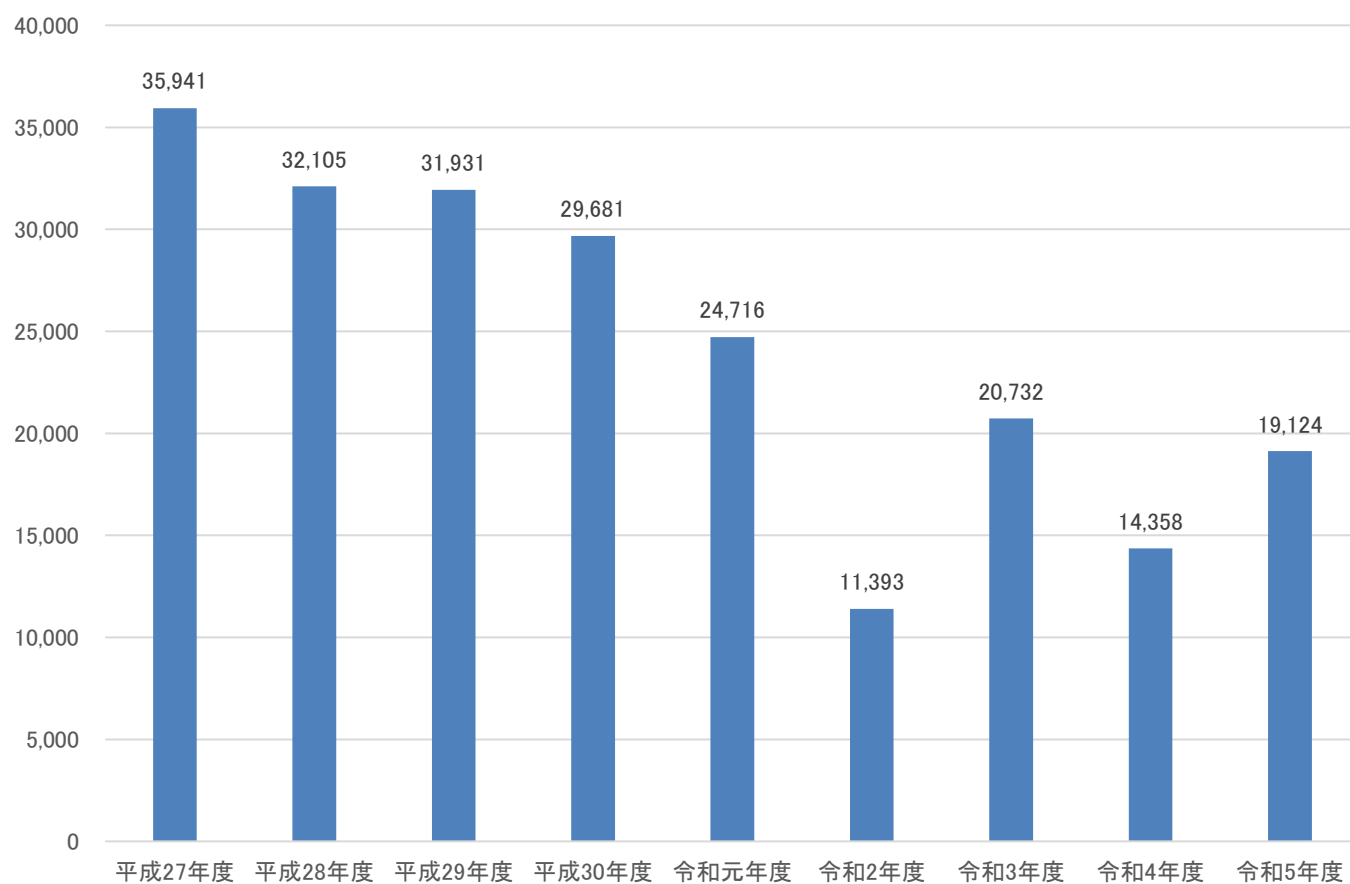
総合体育館の利用状況



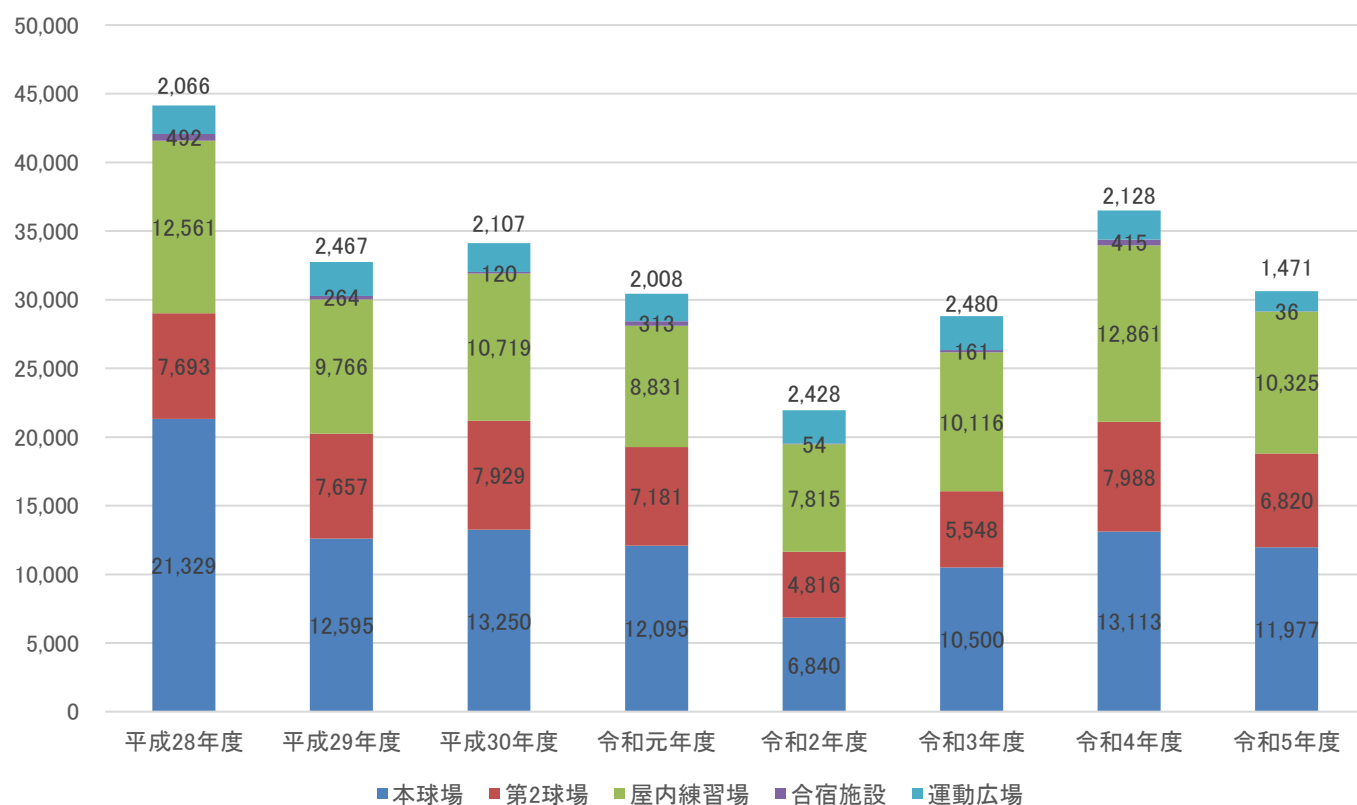
屋内ゲートボール場の利用状況



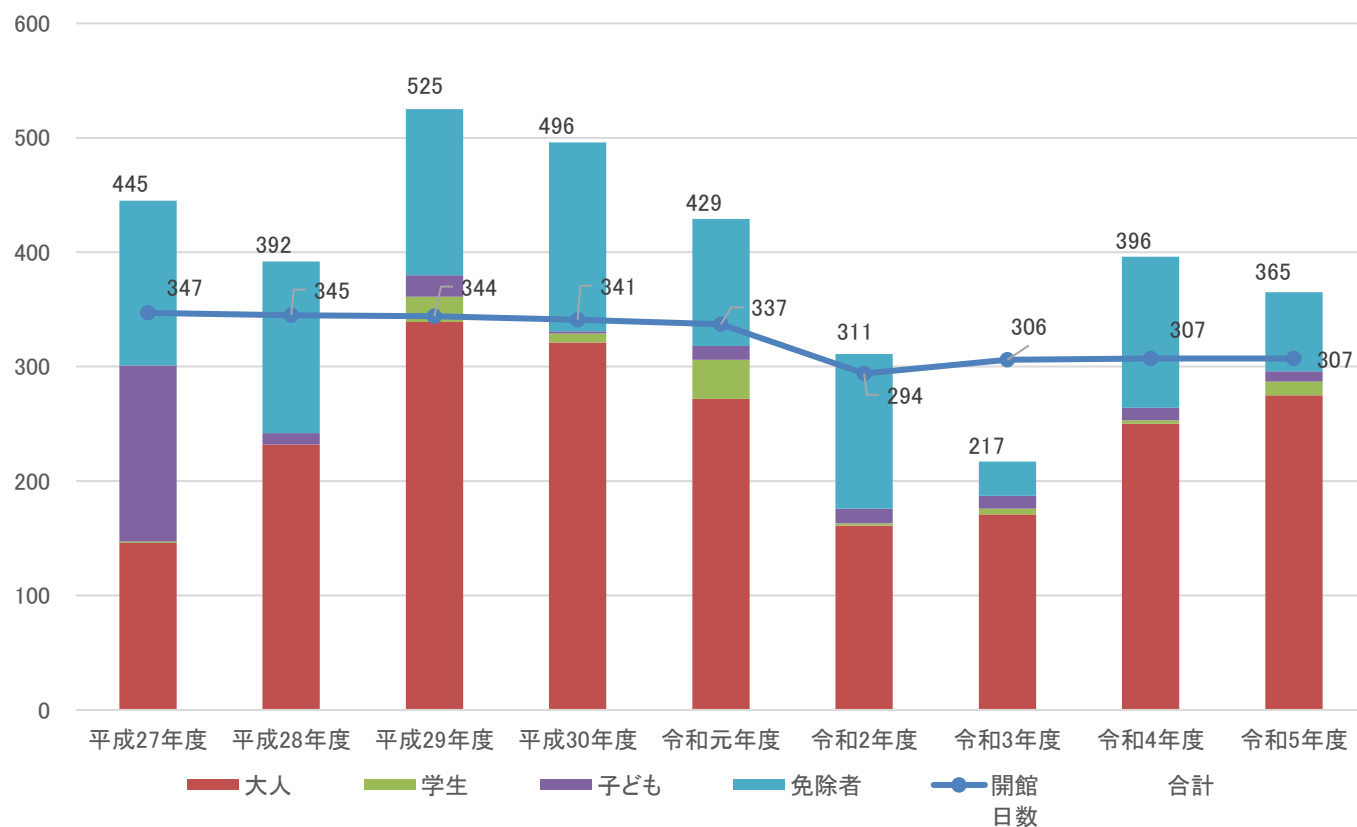
ひまわりグラウンドゴルフ場の利用状況



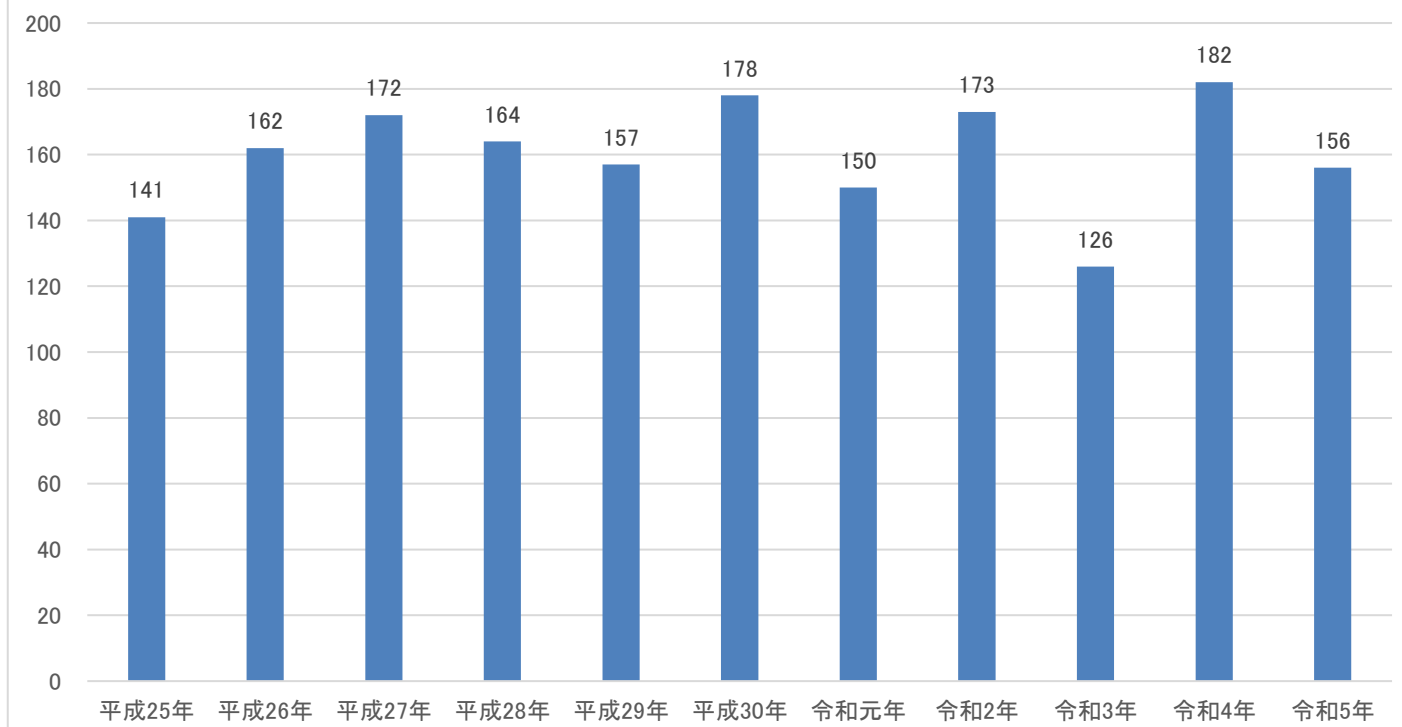
県野球場の利用状況(人数)



歴史民俗資料館の利用状況



斎場の利用状況



【事業・管理手法】

1. 従来方式 (整備・維持管理・運営)	■ 概要 - 自治体が施設整備にかかる資金調達を行い、建物の基本設計、実施設計、建設、維持管理を直営又は民間事業者に個別に発注(業務委託)し、整備・維持管理等を行う手法 ■ 特徴 - 段階ごとの仕様発注で、自治体の意向や要求性能を段階的に反映可能 - 工程ごとの委託先の選定・契約・管理が必要で、個別に発注期間が生じる - 初期整備段階の財政負担が大きく、工程ごとの発注となるため、他の手法と比較しコスト削減効果が限定的 - 維持管理・運営は別発注となるため、社会情勢の変化等の長期リスクに対応しやすい
2. PFI (Private Finance Initiative) (整備・維持管理・運営)	■ 概要 - 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号、以下「PFI法」)に基づき、公共サービスの提供に際し、民間資金を活用して民間事業者に施設整備や公共サービスの提供を委ねる手法 - 民間事業者がPFI事業契約に基づき、公共施設などの設計・建設・維持管理・運営等を一括発注・性能発注・長期計画等により行う手法 - 自治体は、施設整備に要した費用を、事業期間にわたり平準化してサービス対価として支払う ■ 代表的な事業方式 - BTO (Build Transfer operate) 方式 民間事業者が施設を設計・建設→施設完成後、民間事業者から公共へ所有権移転→民間事業者が事業終了まで維持管理・運営を実施 - BOT (Build operate Transfer) 民間事業者が施設を設計・建設→施設完成後、民間事業者が施設を所有したまま維持管理・運営→事業期間終了以降、民間事業者から公共へ施設所有権を移転 - BT (Build Transfer) 方式 民間事業者が施設を設計・建設→施設完成後、民間事業者から公共へ所有権移転。維持管理・運営は従来方式と同様に自治体の実施する(直営や指定管理など) ■ 特徴 - 設計から維持管理・運営まで性能発注によるコスト削減が期待できる - 設計から維持管理・運営まで一括発注するため、建設や維持管理の効率化、質の向上を見据えた設計が可能 - 民間資金、経営能力及び技術能力を活用して良質かつ低廉な公共サービスの提供の実現が期待できる - PFI法に準拠した明確な事業手法であり、透明性や公平性などが担保されているが、事業者選定の手続き等に時間を要する場合があります、事業期間が長期化する可能性

3. PFI (Private Finance Initiative) 公共施設等運営 (コンセッション)事業 (維持管理・運営)	■ 概要 ・ 利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式 ・ 公的主体で所有する公共施設等について、民間事業者による安定的で自由度の高い運営を可能とすることにより、利用者ニーズを反映した質の高いサービスを提供 ・ PFI法に基づく手続きが必要となる ■ 特徴 ・ コンセッションは、行政財産への私権の設定(壁・床を活用した広告事業やネーミングライツの実施)、利用料金の柔軟な変更による運営の円滑化など、施設規模や収益性に関わらず導入のメリットが得られる事業手法 ・ 一方で、大規模事業に活用される手法というイメージが強く、定量的な効果(VFM)が見えにくいことから、事業が小～中規模の施設では、事業手法検討の段階で、コンセッションを選択肢に含めないケースが大半
4. PFI類似手法 (整備・維持管理・運営)	■ 概要 ・ PFI法に基づかないものの、民間事業者に施設整備や公共サービスの提供を委ねる点で、PFIに類似する手法 ・ 自治体が施設整備にかかる資金調達を行う ■ 代表的な事業方式 【DB (Design Build)】 民間事業者に設計・建設などを一括発注・性能発注する手法 【DBO (Design Build & Operate)】 民間事業者に設計・建設・維持管理・運営などを長期契約などにより一括発注・性能発注する手法 ■ 特徴 ・ 設計・建設が一元化され、質の高い施設を建設することが可能 ・ 建設を見据えた設計が可能となり、工期短縮に期待 ・ 設計・建設部分の個別事務手続きの負担軽減、性能発注によるコスト縮減 ・ 維持管理・運営は別発注となるため、社会情勢の変化等の長期リスクに対応しやすい
5. 指定管理者制度 (維持管理・運営)	■ 概要 ・ 地方自治法に基づく手法。公の施設の維持管理・運営などを管理者に指定した民間事業者を実施させる手法 ・ 施設の管理を包括的に民間事業者に委託することにより、民間事業者ならではの経営戦略・ノウハウの活用等により、施設利用者満足度の向上や施設収益性の向上を図ることができる ・ 指定管理者は、施設利用者から料金を徴収し、その収益を施設運営に活用することができる ・ 自治体は、指定管理者の運営状況を定期的に確認し、適切なサービス提供がなされているか監視する必要がある